

運用基準 P37 低温→低湿

旧					新				
条	項	号	事項	基準	条	項	号	事項	基準
7 の2	1		サウナ設備	本条は、電気、ガス又は蒸気を熱源とする放熱器及びその他の高温度を発生させる装置により高温低湿の空気を作る設備にかかる位置、構造、管理の基準について規定したものである。	7 の2	1		サウナ設備	本条は、電気、ガス又は蒸気を熱源とする放熱器及びその他の高温度を発生させる装置により高温低湿の空気を作る設備にかかる位置、構造、管理の基準について規定したものである。
			放熱設備	電気ヒーターが一般に多く用いられているが、なかには熱風炉で発生した熱風をダクトでサウナ室内に送る方式、高温の蒸気をサウナ室内のスチームラジエーターで熱交換し、熱気を作る方式と電気ヒーターを併用する方式のもの、ガスや固体燃料を燃焼させるものなどがある。				放熱設備	電気ヒーターが一般に多く用いられているが、なかには熱風炉で発生した熱風をダクトでサウナ室内に送る方式、高温の蒸気をサウナ室内のスチームラジエーターで熱交換し、熱気を作る方式と電気ヒーターを併用する方式のもの、ガスや固体燃料を燃焼させるものなどがある。
			サウナ室	室内全体を熱源によって高温（90℃～120℃程度）低温（5～15%程度）とし、この中に入って身体を暖め汗を流す乾式（本格的なものは若干の水蒸気も用いる）の高温低湿の熱気浴室をいう。				サウナ室	室内全体を熱源によって高温（90℃～120℃程度） <u>低湿</u> （5～15%程度）とし、この中に入って身体を暖め汗を流す乾式（本格的なものは若干の水蒸気も用いる）の高温低湿の熱気浴室をいう。

P62 告示内容の追記（延焼防止措置）

旧					新				
条	項	号	事項	基準	条	項	号	事項	基準
12	2		消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの	条例第12条第1項第3号の「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの」に関する運用基準（P58参照）	12	2		消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの	条例第12条第1項第3号の「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの」に関する運用基準
				【追加】	12の2	1	1	消防長が認める延焼を防止するた	令和3年6月8日消防告示第1号により指定

										めの措置が講じられているもの	
							12			急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講じること	「衝突を防止する措置」とは、樹脂製ポール、鉄製パイプ、又は車止め等により衝突を防止するもので、点検等を実施する際に急速充電設備の扉の開閉の妨げにならない位置とする必要がある。
							16			急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているもの	急速充電設備専用の蓄電池が、当該設備の筐体内に収納されているものであること。なお、内蔵している蓄電池の蓄電池容量が10kWh以上であっても、急速充電設備の基準に適合するものにあつては、14条の適用は受けないものであること。

P67～69 出火防止措置及び延焼防止措置の追記等

旧					新				
条	項	号	事項	基準	条	項	号	事項	基準
14	1		蓄電池設備	蓄電池を主体としてこれに充電する装置等を含む設備の一体をいう。 蓄電池設備の充電装置及び逆変換装置に内蔵される変圧器については、出力が20kWを超える場合においても、独立の変電設備としてではなく、蓄電池設備の一部として取り扱っても差し支えない。	14	1		蓄電池設備	蓄電池を主体としてこれに充電する装置等を含む設備の一体をいう。 蓄電池設備の充電装置及び逆変換装置に内蔵される変圧器については、出力が20kWを超える場合においても、独立の変電設備としてではなく、蓄電池設備の一部として取り扱っても差し支えない。
			定格容量	蓄電池の定格容量は、鉛蓄電池については、10時間放電率容量、アルカリ蓄電池にあつては、5時間放電率容量を標準にして算出する。				定格容量	蓄電池の定格容量は、鉛蓄電池については、10時間放電率容量、アルカリ蓄電池にあつては、5時間放電率容量を標準にして算出する。
14	1		4,800Ah・セル	総電池容量(Ah・セル) = 単電池あたり定格容量(Ah) × 単位電槽数(セル)の式によりAh・セルが4,800のものをいう。	14	1		出火防止措置及び延焼防止	出火防止措置が講じられた蓄電池設備のことをいい、次のいずれかに適合するものが該当する。 1 JIS C8715-2 (リチウムイオン蓄電池)

	3		耐食性	<p>したがって200 A hの単電池が24電槽設置してあれば、総設備容量は、4,800 A h・セルとなる。【削除及び追記】</p> <p>耐酸性のみでなく、腐食性の液、ガス等に耐えるものをいう。</p> <p>(例) 陶磁器、アスファルト</p>					措置に関する基準第2	<p>2 JIS C 63115-2 (ニッケル水素蓄電池)</p> <p>また、上記の標準規格と同等以上の出火防止措置が定められた標準規格は、次に該当するものをいう。</p> <p>1 IEC 62619 (リチウムイオン蓄電池)</p> <p>2 IEC 63115-2 (ニッケル水素蓄電池)</p>
			キュービクル式のもの					出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3	<p>延焼防止措置が講じられた蓄電池設備のことをいい、出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第2に定めるもので、かつ、次の各号のいずれかに適合するものが該当する。</p> <p>1 JIS C 4411-1</p> <p>2 JIS C 4412</p> <p>3 JIS C 4441</p> <p>また、上記の標準規格と同等以上の延焼防止措置が定められた標準規格は、次に該当するものをいう。</p> <p>1 JIS C 4412-1</p> <p>2 JIS C 4412-2 (JIS C 4412-1で求められる安全要求事項について適合しているものに限る。)</p> <p>3 IEC 62040-1</p> <p>4 IEC 62933-5-2</p>	
								消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの	略	

旧					新				
条	項	号	事項	基準	条	項	号	事項	基準
24	1		次に掲げる場所	<p>(趣旨)</p> <p>本条は、劇場等、百貨店等で火災が発生した場合、特に、人命危険、延焼拡大危険が大きく、また、貴重な文化財等を火災から守り、後世に伝えていくために、主として公衆の出入りする場所における「喫煙」「裸火使用」「危険物品持込み」の各行為を禁止する規定である。</p> <p>【追記】</p> <p>1 次の場合は、それぞれ別の防火対象物とみなして取り扱うものとする。</p> <p>(1) 防火対象物が、開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている当該場所</p> <p>(2) 昭和50年3月5日消防安第26号に基づき、別棟扱いされている当該場所</p> <p>2 指定場所に係る防火対象物の用途判定</p> <p>指定場所に係る防火対象物の用途は、使用部分の実態用途に着目して判定することとし、必ずしも政令別表第1の用途区分によらないこと。従って、例えば、事務所ビル内に存する映画館が、「みなし従属」として(15)項の事務所扱いされていたとしても、実態用途が映画館である限りにおいては、映画館としてとらえるということである。</p> <p>3 防火対象物又はその部分を臨時に本条適用用途として使用する場合も、本条の適用を受ける。</p> <p>【追記】</p>	24	1		次に掲げる場所	<p>(趣旨)</p> <p>本条は、劇場等、百貨店等で火災が発生した場合、特に、人命危険、延焼拡大危険が大きく、また、貴重な文化財等を火災から守り、後世に伝えていくために、主として公衆の出入りする場所における「喫煙」「裸火使用」「危険物品持込み」の各行為を禁止する規定である。</p> <p>なお、本条例の規制対象となる場所を「指定場所」とする。</p> <p>1 一の防火対象物内に複数の指定場所が存する場合は、それぞれの指定場所ごとに規制する。</p> <p>2 指定場所の用途判定</p> <p>指定場所の実態用途に着目して判定することとし、必ずしも政令別表第1の用途区分によらないこと。例えば、事務所ビル内に存する映画館が、「みなし従属」として(15)項の事務所扱いとされていたとしても、実態用途が映画館である限りにおいては、映画館として捉えるということである。</p> <p>3 防火対象物又はその部分を臨時に指定場所として使用する場合も、本条の適用を受ける。</p> <p>※適用単位</p> <p>火災予防上危険な物品の持込み数量及び火気使用設備の熱量については、階又は防火上有効な区画ごとに適用する。</p> <p>なお、防火上有効な区画の基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 他の部分との区画が、建基政令第112条第1項に規定する区画により施工されていること。</p>



				<p>(2) 使用器具の構造が密閉式ではないが、器具の外箱等によって火源が概ね覆われており、器具に可燃物が近接した場合であっても着火のおそれのないもの</p> <p>次に掲げる物品とする。ただし、ビン、缶等に密封された少量のものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法別表第1に掲げる危険物</li> <li>2 危政令別表第4に掲げる指定可燃物のうち可燃性固体類及び可燃性液体類</li> <li>3 条例別表第2に掲げる指定可燃物のうちマッチ</li> <li>4 可燃性ガス（爆発限界の下限が10%以下のもの、及び爆発限界の上限と下限の差が20%以上のもの）</li> <li>5 火薬類取締法第2条に定める火薬類（火薬、爆薬及び火工品並びにがん具煙火）</li> <li>6 その他火災予防上危険と認められる物品</li> </ol> <p><u>なお、次の(1)から(5)までに該当する商品を恒常的に陳列、販売する場合は、危険物品持込み行為に含まないものとして運用する。このことは、条例第31条で危険物の貯蔵及び取扱いの基準を規定していることに加え、その取扱い実態及び容器が密栓されていること等に着目したもので、全く放任することではないので自主管理の重要性について指導を継続するよう留意しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>化粧品等危険物に該当する製品</u></li> <li>(2) <u>ローソク等指定可燃物に該当する製品</u></li> <li>(3) <u>殺虫剤等のエアゾール製品</u></li> <li>(4) <u>マッチで一の区画（原則として建基政令第112条第1項の規定に基づき区画された部分又は連続式店舗等の各店舗＝承認単位）当たりの取扱い総重量が20kg未満となる場合のもの</u></li> <li>(5) <u>ライター、コンロ用カートリッジボンベ等高压ガス保安法の適用が除外される容器入り可燃性ガスで、一の区</u></li> </ol>					<p>(2) <b>火気使用設備</b>・器具の構造が密閉式ではないが、外箱等によって火源が概ね覆われており、可燃物が近接した場合であっても着火のおそれのないもの</p> <p>次に掲げる物品とする。ただし、ビン、缶等に密封された少量のものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法別表第1に掲げる危険物</li> <li>2 <b>条例別表第2</b>に掲げる<b>品名</b>のうち可燃性固体類、可燃性液体類<b>及びマッチ</b></li> <li>3 可燃性ガス（爆発限界の下限が10%以下のもの<b>又は</b>爆発限界の上限と下限の差が20%以上のもの）</li> <li>4 火薬類取締法第2条に定める火薬類（火薬、爆薬及び火工品並びにがん具煙火）</li> <li>5 その他火災予防上危険と認められる物品</li> </ol>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>画当たりの取り扱いガス総質量が5 kg未満に相当する場合のもの 【削除】</p> <p>持ち込む 危険物品で、容易に移動又は持ち運び可能なものを、指定された場所へ持ち込むことをいい、本条では、基本的には、これを禁止し、業務上真にやむを得ない事情がある場合に限って、解除承認することとしている。</p> <p>火災予防上支障がないと認めるとき 支障の有無の審査する基準は、次のとおりとする。</p> <p>【追加】</p>					<p>持ち込む 危険物品で、容易に移動又は持ち運び可能なものを、指定された場所へ持ち込むことをいい、本条では、基本的には、これを禁止し、<b>火災予防上支障がないと認めるときに限って、解除承認することとしている。</b></p> <p><b>※危険物品持込みから除外される行為</b></p> <p><b>火災予防上危険な物品1～5に該当する物品であっても、次に掲げる場合は、危険物品の持込みに当たらない。</b></p> <p><b>1 百貨店等及び地下街の売場において、次に掲げる商品（試供品及びサンプル含む。）を陳列又は販売するために持ち込む行為</b></p> <p><b>(1) 危険物に該当する製品のうち、指定数量の5分の1未満のもの</b></p> <p><b>(2) ろうそく等可燃性固体若しくは可燃性液体に該当する製品又はマッチのうち、条例別表第2に定める数量の5分の1未満のもの</b></p> <p><b>(3) ライター、コンロ用カートリッジボンベ等高压ガス保安法の適用が除外される容器入り可燃性ガスのうち、ガス総質量が20kg以下のもの</b></p> <p><b>(4) がん具煙火で「SFマーク」((公社)日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示)が付されているもののうち、総薬量が5 kg未満のもの</b></p> <p><b>2 屋内展示場において、危険物品に該当する製品を展示する行為（実演を伴わず展示のみを行う場合で、商品等容器に密閉されたものに限る。）</b></p> <p><b>3 車両等を展示する行為（運行又は可動を伴うものを除く）</b></p> <p><b>4 潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持ち込み又は使用する行為</b></p>
--	--	--	--	---	--	--	--	--	---



	<p>に限る。)とし、他の物品と混在せず、ガラスケース又は金属製箱に収納したもの。</p> <p>ただし、薬量が少量の個数であって、他の可燃品と隔離され、かつ、現場責任者等による防災監視が十分に行われる場合であって、所轄消防署長が防火上支障がないと認めるときは、この限りでない。【削除】</p>
--	---

P84-2～P84-18 安全対策の基準

【劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場】

旧			新																																																																																												
指定場所	禁止行為の種類	安全対策	指定場所	禁止行為の種類	安全対策																																																																																										
舞台	喫煙	1 演技上必要なものに限る。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。	舞台	喫煙	1 演技上必要なものに限る <b>こと</b> 。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。																																																																																										
	裸火使用 (瞬間的な火炎以外の裸火)	1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 (1) 条例別表第1により火災予防上安全な距離が定められている場合には、当該距離以上の距離 (2) (1)以外の場合には、火炎の幅及び長さに応じて、表1に規定する距離以上の距離 表1 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">火 炎 の 幅</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>40 以内</th> <th>50 以内</th> <th>60 以内</th> <th>70 以内</th> <th>80 以内</th> <th>100 以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">火炎の長さ</th> <th>20 以内</th> <td colspan="4">100</td> <td colspan="2">150</td> </tr> <tr> <th>20 を超え 40 以内</th> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器 (3) 液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び液体燃料又は固体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合には、次のいずれにも該当すること。 ア 舞台上、演技上必要なものに限ること。 イ 危険物（消防法第2条第7号に規定する危険物をいう。以下同じ。）は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。 ウ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。 エ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。 表2 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">舞台部の空間の高さ</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>8.0m 未満</th> <th>8.0m 以上 10.0m 未満</th> <th>10.0m 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>火炎の長さ</th> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table>			火 炎 の 幅								40 以内	50 以内	60 以内	70 以内	80 以内	100 以内	火炎の長さ	20 以内	100				150		20 を超え 40 以内	100	150	200	250	300	350			舞台部の空間の高さ					8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上	火炎の長さ	20cm	30cm	40cm		裸火使用 (瞬間的な火炎以外の裸火)	1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 (1) 条例別表第1により火災予防上安全な距離が定められている場合は、当該距離以上の距離 (2) (1)以外の場所は、火炎の幅及び長さに応じて、表1に規定する距離以上の距離 表1 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">火 炎 の 幅</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>40 以内</th> <th>50 以内</th> <th>60 以内</th> <th>70 以内</th> <th>80 以内</th> <th>100 以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">火炎の長さ</th> <th>20 以内</th> <td colspan="4">100</td> <td colspan="2">150</td> </tr> <tr> <th>20 を超え 40 以内</th> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器 (3) 液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び液体燃料又は固体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合には、次のいずれにも該当すること。 ア 舞台上、演技上必要なものに限られること。 イ 危険物（法第2条第7号に規定する危険物をいう。以下同じ。）は、引火点が40度以上で、かつ、消費量100ml以内であること。 ウ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。 エ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内であること。 表2 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">舞台部の空間の高さ</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>8.0m 未満</th> <th>8.0m 以上 10.0m 未満</th> <th>10.0m 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>火炎の長さ</th> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table>			火 炎 の 幅								40 以内	50 以内	60 以内	70 以内	80 以内	100 以内	火炎の長さ	20 以内	100				150		20 を超え 40 以内	100	150	200	250	300	350			舞台部の空間の高さ					8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上	火炎の長さ	20cm	30cm	40cm
		火 炎 の 幅																																																																																													
		40 以内	50 以内	60 以内	70 以内	80 以内	100 以内																																																																																								
火炎の長さ	20 以内	100				150																																																																																									
	20 を超え 40 以内	100	150	200	250	300	350																																																																																								
		舞台部の空間の高さ																																																																																													
		8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上																																																																																											
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm																																																																																												
		火 炎 の 幅																																																																																													
		40 以内	50 以内	60 以内	70 以内	80 以内	100 以内																																																																																								
火炎の長さ	20 以内	100				150																																																																																									
	20 を超え 40 以内	100	150	200	250	300	350																																																																																								
		舞台部の空間の高さ																																																																																													
		8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上																																																																																											
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm																																																																																												

- オ 燃焼の炎は、安定し、かつ、継続するものであること。
- カ 燃焼時に、火の粉が発生しないこと。
- (4) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。
  - ア 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
  - イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。
  - ウ 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。
  - エ 煙火は、飛ばすものでないこと。
  - オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
  - カ 火花を噴き出す煙火は、次に掲げるものであること。
    - (7) 実験により特性を確認したものであること。
    - (4) 煙火は、固定して消費すること。
    - (9) 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
    - (2) 火花の飛散範囲は、煙火の周囲2m以内であり、かつ、飛散範囲内の煙火の火花の高さは舞台部の空間の高さに応じて、表3に規定する高さ以内であること。

表3

	舞台部の空間の高さ		
	8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上
火花を噴き出す煙火の火花の高さ	2.0m	2.5m	3.0m

- (4) 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2mの床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。
- (4) 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。
- (4) 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。
- (4) 火花の飛散範囲から6m以内に観客がないこと。
- (4) 消費中の煙火を移動しないこと。
- (4) 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。
- (4) 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。
- (4) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。

- キ 0.1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。
- (5) その他の裸火
  - ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。
  - イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内であること。
  - ウ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。
- 7 直接屋外に開放された場所における使用については、特性及び性能が確認できるものであり、かつ、演技上必要最小限の範囲であること。
 

なお、噴き出す火花の高さが6m以上となる煙火を消費する場合は、当該場所から客席までの距離が、火花の飛散範囲に6mを加えた距離又は火花の高さと同等の距離のいずれか長い方の距離以上の距離であること。

裸火使用  
(瞬間的な火炎による裸火)

- 1 舞台で、演技上必要なものに限ること。
- 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
- 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
- 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
- 5 消火器具を設けること。
- 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。
  - (1) 気体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。

- オ 燃焼の炎は、安定し、かつ、継続するものであること。
- カ 燃焼時に、火の粉が発生しないこと。
- (4) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。
  - ア 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
  - イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内であること。
  - ウ 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。
  - エ 煙火は、飛ばすものでないこと。
  - オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
  - カ 火花を噴き出す煙火は、次に掲げるものであること。
    - (7) 実験により特性を確認したものであること。
    - (4) 煙火は、固定して消費すること。
    - (9) 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
    - (2) 火花の飛散範囲は、煙火の周囲2m以内であり、かつ、飛散範囲内の煙火の火花の高さは、舞台部の空間の高さに応じて、表3に規定する高さ以内であること。

表3

	舞台部の空間の高さ		
	8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上
火花を噴き出す煙火の火花の高さ	2.0m	2.5m	3.0m

- (4) 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2mの床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。
- (4) 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。
- (4) 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。
- (4) 火花の飛散範囲から6m以内に観客がないこと。
- (4) 消費中の煙火を移動しないこと。
- (4) 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。
- (4) 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。
- (4) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。

- キ 0.1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。
- (5) その他の裸火
  - ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。
  - イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内であること。
  - ウ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。
- 7 直接屋外に開放された場所における使用については、特性及び性能が確認できるものであり、かつ、演技上必要最小限の範囲であること。
 

なお、噴き出す火花の高さが6m以上となる煙火を消費する場合は、当該場所から客席までの距離が、火花の飛散範囲に6mを加えた距離又は火花の高さと同等の距離のいずれか長い方の距離以上の距離であること。

裸火使用  
(瞬間的な火炎による裸火)

- 1 舞台で、演技上必要なものに限ること。
- 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
- 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
- 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
- 5 消火器具を設けること。
- 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。
  - (1) 気体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。

		<p>ア 機器は、安定した火炎を発生できるものであること。</p> <p>イ 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具に限ること。</p> <p>ウ 気体燃料の逆流を防止する構造又は対策が講じられていること。</p> <p>エ 燃料容器を機器に設置する場合に、気体燃料が漏えいしないこと。</p> <p>オ 気体燃料への点火は、電気点火とすること。</p> <p>カ 気体燃料の放射は、垂直とすること。</p> <p>キ 舞台床面に固定して使用すること。</p> <p>ク 可燃性のガスの滞留するおそれのない場所で使用すること。</p> <p>ケ 可燃物までの範囲は、次によること。</p> <p>(7) 火炎の危険範囲（火炎の頂部から上方4m、最大となる火炎の幅から側方0.25m、機器の高さで囲まれる範囲をいう。以下同じ。）内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>(4) 火炎の危険範囲から上方1m、側方1m、下方0.2mで囲まれる範囲には、可燃物を置かないこと（JISA1323に適合する工事中シートで防火上有効に覆う等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>コ 火炎の危険範囲内及びその範囲から上方1m及び周囲1m以内には、演技者等がいないこと。</p> <p>サ 火炎の危険範囲から周囲6m以内には、観客等がいないこと。</p> <p>(2) 液体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。</p> <p>ア 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。</p> <p>イ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。</p> <p>ウ (1)ア、ウ及びオからサまでの規定を準用すること。この場合において、(1)中「気体燃料」とあるのは「液体燃料」と読み替えるものとする。</p> <p>エ 火炎の危険範囲内及びその範囲から周囲1m以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。</p> <p>オ エの床面に可燃物がある場合には、JISA1323に適合する工事中シートで防火上有効に覆う等の措置を講じること。</p>			<p>ア 機器は、安定した火炎を発生できるものであること。</p> <p>イ 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具に限ること。</p> <p>ウ 気体燃料の逆流を防止する構造又は対策が講じられていること。</p> <p>エ 燃料容器を機器に設置する場合に、気体燃料が漏えいしないこと。</p> <p>オ 気体燃料への点火は、電気点火とすること。</p> <p>カ 気体燃料の放射は、垂直とすること。</p> <p>キ 舞台床面に固定して使用すること。</p> <p>ク 可燃性のガスの滞留するおそれのない場所で使用すること。</p> <p>ケ 可燃物までの範囲は、次によること。</p> <p>(7) 火炎の危険範囲（火炎の頂部から上方4m、最大となる火炎の幅から側方0.25m、機器の高さで囲まれる範囲をいう。以下同じ。）内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>(4) 火炎の危険範囲から上方1m、側方1m、下方0.2mで囲まれる範囲には、可燃物を置かないこと（JISA1323に適合する工事中シートで防火上有効に覆う等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>コ 火炎の危険範囲内及びその範囲から上方1m及び周囲1m以内には、演技者等がいないこと。</p> <p>サ 火炎の危険範囲から周囲6m以内には、観客等がいないこと。</p> <p>(2) 液体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。</p> <p>ア 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。</p> <p>イ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。</p> <p>ウ (1)ア、ウ及びオからサまでの規定を準用すること。この場合において、(1)中「気体燃料」とあるのは「液体燃料」と読み替えるものとする。</p> <p>エ 火炎の危険範囲内及びその範囲から周囲1m以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。</p> <p>オ エの床面に可燃物がある場合には、JISA1323に適合する工事中シートで防火上有効に覆う等の措置を講じること。</p>
	危険物品 持込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が0.5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量0.5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>(4) 火薬類（打上煙火を除く。） 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g以下のものは、50個 イ 0.1gを超え15g以下のものは、10個（舞台部にスプリンクラー設備が設置され、かつ、舞台部の空間の高さが8m以上の劇場についてハ、5gを超える火薬類を使用しない場合には、20個とすることができる。）</p> <p>4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、舞台の部裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）の項7によること。</p>		危険物品 持込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 <b>危政令</b>別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が0.5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量0.5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>(4) 火薬類（打上煙火を除く。） 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g以下のものは、50個 イ 0.1gを超え15g以下のものは、10個（舞台部にスプリンクラー設備が設置され、かつ、舞台部の空間の高さが8m以上の劇場についてハ、5gを超える火薬類を使用しない場合には、20個とすることができる。）</p> <p>4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、<b>本表「舞台」「裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）」7</b>によること。</p>
客席	喫煙	認めないものとする。	客席	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	舞台の部裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）の項によること。ただし、火花を噴き出す煙火については、認めないものとする。		裸火使用	<b>本表「舞台」「裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）」</b> によること。ただし、火花を噴き出す煙火については、認めないものとする。
	危険物品	舞台の部危険物品持込みの項によること。		危険物品	<b>本表「舞台」「危険物品持込み」</b> によること。

	持込み			持込み	
公衆の 出入り する部 分	危険物品 持込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>従業員等による監視体制が講じられていること。</li> <li>消火器具を設けること。</li> <li>解除される範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</li> <li>可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の20分の1未満であること。</li> <li>可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</li> </ol> </li> </ol>	公衆の 出入り する部分	危険物品 持込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>従業員等による監視体制が講じられていること。</li> <li>消火器具を設けること。</li> <li>解除される範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>危険物 <b>危政令</b>別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</li> <li>可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の20分の1未満であること。</li> <li>可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</li> </ol> </li> </ol>

P84-5

【キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店及びバー】

旧			新																																																										
指定 場所	禁止行為の 種類	安全対策	指定 場所	禁止行為の 種類	安全対策																																																								
舞台	喫煙	<ol style="list-style-type: none"> <li>演技上必要なものに限る。</li> <li>喫煙設備を設けること。</li> <li>消火器具を設けること。</li> <li>従業員等による監視体制が講じられていること。</li> </ol>	舞台	喫煙	<ol style="list-style-type: none"> <li>演技上必要なものに限ること。</li> <li>喫煙設備を設けること。</li> <li>消火器具を設けること。</li> <li>従業員等による監視、<b>消火等</b>の体制が講じられていること。</li> </ol>																																																								
	裸火使用 (瞬間的な 火炎以外 の裸火)	<ol style="list-style-type: none"> <li>可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>条例別表第1により火災予防上安全な距離が定められている場合には、当該距離以上の距離</li> <li>(1)以外の場合には、火炎の幅及び長さに応じて、表1に規定する距離以上の距離</li> </ol> </li> </ol> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <caption>表1 単位：cm</caption> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="6">火 炎 の 幅</th> </tr> <tr> <th>40以内</th> <th>50以内</th> <th>60以内</th> <th>70以内</th> <th>80以内</th> <th>100以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">火 炎 の 長 さ</td> <td>20以内</td> <td colspan="4">100</td> <td colspan="2">150</td> </tr> <tr> <td>20を超え40以内</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</li> <li>従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。</li> <li>使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</li> <li>消火器具を設けること。</li> <li>解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>電気を熱源とする火気使用設備器具及び電気を熱源とするその他の機器</li> <li>気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器</li> <li>火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>音又は煙を出すための煙火に限ること。</li> <li>煙火は、固定して消費すること。（拳銃等の形態による消費を除く。）。</li> <li>火薬類取り扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>その他の裸火 <ol style="list-style-type: none"> <li>固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。</li> <li>火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。</li> </ol> </li> </ol>				火 炎 の 幅						40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火 炎 の 長 さ	20以内	100				150		20を超え40以内	100	150	200	250	300	350	裸火使用 (瞬間的な 火炎以外 の裸火)	<ol style="list-style-type: none"> <li>可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>条例別表第1により火災予防上安全な距離が定められている場合は、当該距離以上の距離</li> <li>(1)以外の場所は、火炎の幅及び長さに応じて、表1に規定する距離以上の距離</li> </ol> </li> </ol> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <caption>表1 単位：cm</caption> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="6">火 炎 の 幅</th> </tr> <tr> <th>40以内</th> <th>50以内</th> <th>60以内</th> <th>70以内</th> <th>80以内</th> <th>100以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">火炎の長 さ</td> <td>20以内</td> <td colspan="4">100</td> <td colspan="2">150</td> </tr> <tr> <td>20を超え 40以内</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</li> <li>従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。</li> <li>使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</li> <li>消火器具を設けること。</li> <li>解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>電気を熱源とする火気使用設備及び電気を熱源とするその他の機器</li> <li>気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器</li> <li>火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>音又は煙を出すための煙火に限ること。</li> <li>煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。</li> <li>火薬類取り扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>その他の裸火 <ol style="list-style-type: none"> <li>固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。</li> <li>火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する<b>長さ以内であること。</b></li> </ol> </li> </ol>			火 炎 の 幅						40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火炎の長 さ	20以内	100				150		20を超え 40以内	100	150	200	250
		火 炎 の 幅																																																											
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																																																						
火 炎 の 長 さ	20以内	100				150																																																							
	20を超え40以内	100	150	200	250	300	350																																																						
		火 炎 の 幅																																																											
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																																																						
火炎の長 さ	20以内	100				150																																																							
	20を超え 40以内	100	150	200	250	300	350																																																						

		<p>表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">舞台部の空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8.0m未満</th> <th>8.0m以上10.0m未満</th> <th>10.0m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火炎の長さ</td> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。</p>		舞台部の空間の高さ			8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上	火炎の長さ	20cm	30cm	40cm			<p>表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">舞台部の空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8.0m 未満</th> <th>8.0m 以上 10.0m 未満</th> <th>10.0m 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火炎の長さ</td> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。</p>		舞台部の空間の高さ			8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上	火炎の長さ	20cm	30cm	40cm
	舞台部の空間の高さ																										
	8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上																								
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm																								
	舞台部の空間の高さ																										
	8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上																								
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm																								
	危険物品 持込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が0.5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量0.5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>(4) 火薬類（打上煙火を除く。） 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g以下のものは、30個 イ 0.1gを超え15g以下のものは、5個</p>		危険物品 持込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 <b>危政令</b>別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が0.5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量0.5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>(4) 火薬類（打上煙火を除く。） 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g以下のものは、30個 イ 0.1gを超え15g以下のものは、5個</p>																						
公衆 の 出 入 り す る 部 分	危険物品 持込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の20分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が10kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量10kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p>	公衆 の 出 入 り す る 部 分	危険物品 持込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 <b>危政令</b>別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の20分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が10kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量10kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p>																						

【百貨店】

旧			新			
指定 場所	禁止行為の 種類	安全対策		指定 場所	禁止行為の 種類	安全対策
		大規模な百貨店等の場合	大規模な百貨店以外の百貨店等の場合			
売場	喫煙	認めないものとする。		売場	喫煙	認めないものとする
	裸火使用	<p>1 電気を熱源とする火気使用設備器具は、次の要件を満たす場合に限る。</p> <p>(1) 使用する場所は、食料品の陳列販売部分以外であること。</p> <p>(2) 条例別表第1により火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(4) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(5) 消火器具を設けること。</p> <p>(6) 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p>			裸火使用	<p>1 電気を熱源とする火気使用設備器具は、次の要件を満たす場合に限る。</p> <p>(1) 使用する場所は、食料品の陳列販売部分以外であること。</p> <p>(2) 条例別表第1において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(4) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(5) 消火器具を設けること。</p> <p>(6) 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること（<b>不燃材料</b>で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p>

	<p>(7) 危険物品その他の可燃性の可燃物から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で造ったついで等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>2 気体・固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次の要件を満たす場合に限る。</p> <p>(1) 売場の部裸火使用の項1に定める要件に加え、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の場合の欄2(2)に規定する使用する場所ごとに、175kW以下であること。ただし、防火区画されていない場所で、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備（日本工業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限る。）を使用する場合の総消費量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分を合算し、175kW以下とすること。</p> <p>(4) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）。</p> <p>(7) 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。</p> <p>イ 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の使用量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分を合算し、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p> <p>(2) 使用する場所は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 売場外周部に隣接して防火区画されていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備のみを使用する場合には、防火区画とする必要はないものとする。</p> <p>イ 各階ごとに1箇所であること（使用する場所が連続的に複数ある場合は、その1団を1箇所とみなすことができる。）。ただし、次に定める設備等が設けられている場合には、各階ごとに複数箇所を使用する場所とすることができる。</p> <p>(7) 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取込口には、火炎の伝走を防止できる装置としてのフード用等簡易自動消火装置が設置されていること。</p> <p>(4) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具については、当該設備又は附属配管部分に地震動等により作動する安全装置（消火装置又は燃料供給停止装置）が設置されていること。</p> <p>ウ 防火区画の面積は、150㎡以下であること。</p> <p>エ スプリンクラー設備又はハロゲン化物消火設備が設けられていること。</p>			<p>(7) 危険物品その他の可燃性の可燃物から水平距離で5 m以上離れていること（<b>不燃材料</b>で造ったついで等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>2 気体・固体を熱源とする火気使用設備器具は、次の要件を満たす場合に限る。</p> <p>(1) <b>本表「売場」「裸火使用」</b>1に定める要件に加え、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、<b>適用単位内</b>に存する通常顧客の出入りする部分で使用する消費量と合算し、175kW以下であること。ただし、<b>本表「売場」「裸火使用」</b>2(2)に規定する使用する場所の要件を満たしている場合は、総消費量を、使用する場所ごとに175kW以下とすることができる。</p> <p>(4) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）。</p> <p>(7) 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。</p> <p>イ 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の使用量は、<b>適用単位内</b>に存する通常顧客の出入りする部分を合算し、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p> <p>(2) 使用する場所は、不燃区画（壁は特定不燃材料とする。）されていること。ただし、最大消費熱量12kW以下の簡易湯沸設備（日本工業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限る。）のみを使用する場合を除く。</p>
危険物品	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p>		危険物品	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p>

	持込み	<p>3 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6m（危険物のうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m）、その他の危険物品については3m以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>4 火気使用場所から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を行う場所は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の場合の欄2(2)及び大規模な百貨店等以外の百貨店等の場合の欄2(2)に定める使用場所によること。</p> <p>(2) 大規模な百貨店等で、気体・個体を熱源とする火気使用設備器具の使用場所を複数箇所設けることを認められている場合は、揚げ物を調理する厨房設備器具に、調理油の温度が過度に上昇したときに自動的に熱源を停止する措置等を設置すること。</p>		持込み	<p>3 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6m（<b>危規則</b>第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m）、その他の危険物品については3m以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>4 火気使用場所から水平距離で5m以上離れていること（<b>不燃材料</b>で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 <b>危政令</b>別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を行う場所は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) <b>本表「売場」「裸火使用</b>」2(2)に定める使用場所によること。</p> <p>(2) 気体・固体を熱源とする火気使用設備器具の使用場所を複数箇所設けることを認められている場合は、揚げ物を調理する厨房設備器具に、調理油の温度が過度に上昇したときに自動的に熱源を停止する装置等を設置すること。</p>
通常	喫煙	認めないものとする。	通常	喫煙	認めないものとする。
顧客の出入りする部分（催事場等）	裸火使用	<p>1 可燃物から安全な距離が確保できること。</p> <p>2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>4 消火器具を設けること。</p> <p>5 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>7 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具</p> <p>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 消費量は1個につき58kW以下であること。</p> <p>イ 総消費量は同一解除単位内に存する売場で使用する消費量と合算して175kW以下とすること。ただし、売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の欄2(2)に規定する使用場所に該当する場所を除く。</p> <p>ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）。</p> <p>エ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。</p> <p>(3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具の使用量は、同一解除単位内に存する売場で使用する消費量と合算して、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p>	顧客の出入りする部分（催事場等）	裸火使用	<p>1 可燃物から安全な距離が確保できること。</p> <p>2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>4 消火器具を設けること。</p> <p>5 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること（<b>不燃材料</b>で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること（<b>不燃材料</b>で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>7 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具</p> <p>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 消費量は1個につき58kW以下であること。</p> <p>イ 総消費量は<b>適用単位内</b>に存する売場で使用する消費量と合算して、175kW以下とすること。ただし、<b>本表「売場」「裸火使用</b>」2(2)に規定する使用場所に該当する場所は除く。</p> <p>ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）。</p> <p>エ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。</p> <p>(3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具の使用量は、同一解除単位内に存する売場で使用する消費量と合算して、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p>
	危険物品持込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6m（危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m）、そ</p>	危険物品持込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p>	

		<p>他の危険物品については3m以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>4 火気使用場所から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で作ったついで等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する売場と合算して、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p>			<p>3 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6m（<b>危規則</b>第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m）、その他の危険物品については3m以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>4 火気使用場所から水平距離で5m以上離れていること（<b>不燃材料</b>で造ったついで等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、<b>適用単位内</b>に存する売場と合算して、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 <b>危政令</b>別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p>	
通常	喫煙	認めないものとする。		通常	喫煙	認めないものとする。
顧客の 出入り する 部分 (兼営 事業 部分)	裸火使用	<p>1 通常顧客の出入りする部分（催事場等）の部裸火使用の項1から6までによること。</p> <p>2 解除される範囲は、電気を熱源とする火気使用設備器具に限ること。</p>	通常顧客の出入りする部分（催事場等）の部裸火使用の項によること。	顧客の 出入り する 部分 (兼営 事業 部分)	裸火使用	「通常顧客の出入りする部分（催事場等）」「裸火使用」によること。
	危険物品 持込み	通常顧客の出入りする部分（催事場等）の危険物品持込みの項によること。ただし、煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を伴わない危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の持込みに限ること。	通常顧客の出入りする部分（催事場等）の危険物品持込みの項によること。		危険物品 持込み	「通常顧客の出入りする部分（催事場等）」「危険物品持込み」によること。
通常	喫煙	認めないものとする。		通常	喫煙	認めないものとする。
顧客の 出入り する 部分 (直接 外気に 開放 された 部分)	裸火使用	通常顧客の出入りする部分（催事場等）の部裸火使用の項1から6までによること。		顧客の 出入り する 部分 (直接 外気に 開放 された 部分)	裸火使用	「通常顧客の出入りする部分（催事場等）」「裸火使用」1から6までによること。
	危険物品 持込み	通常顧客の出入りする部分（催事場等）の危険物品持込みの項1から5までによること。			危険物品 持込み	「通常顧客の出入りする部分（催事場等）」「危険物品持込み」1から5までによること。

【屋内展示場】

旧			新		
指定 場所	禁止行為 の種類	安全対策	指定 場所	禁止行為 の種類	安全対策
公衆 の 出 入 り	喫煙	認めないものとする。	公衆 の 出 入 り	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	<p>1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。</p> <p>(1) 条例別表第1により火災予防上安全な距離が定められている場合は、当該距離以上の距離</p> <p>(2) (1)以外の場合、火炎の幅及び長さに応じ、表1に定める距離以上の距離</p>		裸火使用	<p>1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。</p> <p>(1) 条例別表第1により火災予防上安全な距離が定められている場合は、当該距離以上の距離</p> <p>(2) (1)以外の場所は、火炎の幅及び長さに応じて、表1に<b>規定する</b>距離以上の距離</p>

する部分	<p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">火 炎 の 幅</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>40以内</th> <th>50以内</th> <th>60以内</th> <th>70以内</th> <th>80以内</th> <th>100以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">火 炎 の 長 さ</td> <td>20以内</td> <td colspan="4">100</td> <td colspan="2">150</td> </tr> <tr> <td>20を超え40以内</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：c m</p> <p>2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。  3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。  4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。  5 消火器具を設けること。  6 出入口及び階段等から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）  7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）  8 解除される機器及び範囲の基準は、次に掲げるものであること。  (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及び電気を熱源とするその他の機器  (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器は、次に掲げるものであること。  ア 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、175kW以下であること。  イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）  (3) 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び液体燃料を熱源とするその他の器具を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。  (4) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び固体燃料を熱源とするその他の器具を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。  (5) 火炎を有するものは、火炎の長さが10cm以内の長さであること。  (6) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。  ア 使用場所は、舞台であること。  イ 音又は煙を出すための煙火に限ること。  ウ 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）  エ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</p>			火 炎 の 幅								40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火 炎 の 長 さ	20以内	100				150		20を超え40以内	100	150	200	250	300	350
			火 炎 の 幅																													
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																									
火 炎 の 長 さ	20以内	100				150																										
	20を超え40以内	100	150	200	250	300	350																									
危険物品持込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。  2 消火器具を設けること。  3 出入口及び階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6 m（危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3 m）、その他の危険物品については3 m以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）  4 火気使用場所から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で作ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）  5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。  6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する売場と合算して、次に掲げるものであること。  (1) 危険物  危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。  (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類  条例別表第2に定める数量の10分の1未満であること。  (3) 可燃性ガス容器（液化ガスに限る。）  ガス総質量が5 kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5 kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。ただし、高圧ガス保安法の適用を受ける容器（容量2 kg以下）を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。  ア 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。  イ 容器の転倒防止措置が図られていること。</p>																															

する部分	<p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">火 炎 の 幅</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>40以内</th> <th>50以内</th> <th>60以内</th> <th>70以内</th> <th>80以内</th> <th>100以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">火 炎 の 長 さ</td> <td>10以内</td> <td colspan="4">100</td> <td colspan="2">150</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：c m</p> <p>2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。  3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。  4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。  5 消火器具を設けること。  6 出入口及び階段等から水平距離で5 m以上離れていること（<b>不燃材料</b>で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）  7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5 m以上離れていること（<b>不燃材料</b>で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）  8 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。  (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及び電気を熱源とするその他の機器  (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器は、次に掲げるものであること。  ア 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、175kW以下であること。  イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）  (3) 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び固体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。  (4) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び固体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。  (5) 火炎を有するものは、火炎の長さが10 cm以内であること。  (6) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。  ア 使用場所は、舞台であること。  イ 音又は煙を出すための煙火に限ること。  ウ 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）  エ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</p>			火 炎 の 幅								40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火 炎 の 長 さ	10以内	100				150	
			火 炎 の 幅																						
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																		
火 炎 の 長 さ	10以内	100				150																			
	危険物品持込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。  2 消火器具を設けること。  3 出入口及び階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6 m（<b>危規則</b>第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3 m）、その他の危険物品については3 m以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）  4 火気使用場所から水平距離で5 m以上離れていること（<b>不燃材料</b>で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）  5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。  6 解除される範囲は、次に掲げるものであること。  (1) 危険物  危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。  (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類  条例別表第2に定める数量の10分の1未満であること。  (3) 可燃性ガス容器（液化ガスに限る。）  ガス総質量が5 kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5 kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。ただし、高圧ガス保安法の適用を受ける容器（容量2 kg以下）を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。  ア 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。  イ 容器の転倒防止措置が図られていること。  ウ 容器は、連結して使用しないこと。</p>																							

	ウ 容器は、連結して使用しないこと。 (4) 火薬類（打上煙火を除く。） 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g以下のものは、30個 イ 0.1gを超え15g以下のものは、5個			(4) 火薬類（打上煙火を除く。） 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g以下のものは、30個 イ 0.1gを超え15g以下のものは、5個
--	--	--	--	--

【映画スタジオ及びテレビスタジオ】

指定場所	禁止行為の種類	安全対策	指定場所	禁止行為の種類	安全対策																																																																																	
撮影用セットを設ける部分	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。	撮影用セットを設ける部分	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。																																																																																	
	裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）	1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 (1) 条例別表第1により火災予防上安全な距離が定められている場合は、当該距離以上の距離 (2) (1)以外の場合、火炎の幅及び長さに応じ、表1に規定する距離以上の距離 表1 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">火 炎 の 幅</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>40以内</th> <th>50以内</th> <th>60以内</th> <th>70以内</th> <th>80以内</th> <th>100以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">火 炎 の 長 さ</th> <th>20以内</th> <td colspan="3">100</td> <td colspan="3">150</td> </tr> <tr> <th>20を超え40以内</th> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器は、次に掲げるものであること。 ア 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、175kW以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）。 ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器を使用すること。ただし、大空間を有するスタジオでは、この限りではない。 (3) 液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び液体燃料又は固体燃料を熱源とするその他の器具は、次のいずれにも該当すること。 ア 演技上必要なものに限ること。 イ 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。 ウ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。 エ 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。 表2 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">スタジオの空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8.0m未満</th> <th>8.0m以上10.0m未満</th> <th>10.0m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>火炎の長さ</th> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table>				火 炎 の 幅								40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火 炎 の 長 さ	20以内	100			150			20を超え40以内	100	150	200	250	300	350		スタジオの空間の高さ			8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上	火炎の長さ	20cm	30cm	40cm	裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">火 炎 の 幅</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>40以内</th> <th>50以内</th> <th>60以内</th> <th>70以内</th> <th>80以内</th> <th>100以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">火 炎 の 長 さ</th> <th>20以内</th> <td colspan="3">100</td> <td colspan="3">150</td> </tr> <tr> <th>20を超え40以内</th> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器は、次に掲げるものであること。 ア 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、175kW以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）。 ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器を使用すること。ただし、大空間を有するスタジオでは、この限りでない。 (3) 液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び液体燃料又は固体燃料を熱源とするその他の機器は、次のいずれにも該当すること。 ア 演技上必要なものに限ること。 イ 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。 ウ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。 エ 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内であること。 表2 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">スタジオの空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8.0m未満</th> <th>8.0m以上10.0m未満</th> <th>10.0m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>火炎の長さ</th> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table>			火 炎 の 幅								40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火 炎 の 長 さ	20以内	100			150			20を超え40以内	100	150	200	250	300	350		スタジオの空間の高さ			8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上	火炎の長さ	20cm
		火 炎 の 幅																																																																																				
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																																																																															
火 炎 の 長 さ	20以内	100			150																																																																																	
	20を超え40以内	100	150	200	250	300	350																																																																															
	スタジオの空間の高さ																																																																																					
	8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上																																																																																			
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm																																																																																			
		火 炎 の 幅																																																																																				
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																																																																															
火 炎 の 長 さ	20以内	100			150																																																																																	
	20を超え40以内	100	150	200	250	300	350																																																																															
	スタジオの空間の高さ																																																																																					
	8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上																																																																																			
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm																																																																																			

- オ 燃焼の炎は、安定し、かつ、継続するものであること。
- カ 燃焼時に、火の粉が発生しないこと。
- (4) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。
  - ア 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
  - イ 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。
  - ウ 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。
  - エ 煙火は、飛ばすものでないこと。
  - オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
  - カ 火花を噴き出す煙火は、次に掲げるものであること。
    - (ア) 実験により特性を確認したものであること。
    - (イ) 煙火は、固定して消費すること。
    - (ウ) 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
    - (エ) 火花の飛散範囲は、煙火の周囲2m以内であり、かつ、飛散範囲内の煙火の火花の高さは、スタジオの空間の高さに応じて、表3（大空間を有するスタジオの場合は表4）に規定する高さ以内の高さであること。

表3

	スタジオの空間の高さ		
	8.0m未満	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上
火花を噴き出す煙火の火花の高さ	2.0m	2.5m	3.0m

表4

	大空間を有するスタジオの空間の高さ	
	8.0m以上10.0m未満	10.0m以上
火花を噴き出す煙火の火花の高さ	4.0m	5.0m

- (オ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2mの床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。
- (カ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。
- (キ) 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。
- (ク) 火花の飛散範囲から6m以内に観客がないこと。
- (ケ) 消費中の煙火を移動しないこと。
- (コ) 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。
- (サ) 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。
- (シ) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
- キ 0.1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。
- (5) その他の煙火
  - ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。
  - イ 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。
  - ウ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。

裸火使用

- 1 演技上必要なものに限ること。
- 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
- 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
- 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。

- オ 燃料の炎は、安定し、かつ、継続するものであること。
- カ 燃焼時に、火の粉が発生しないこと。
- (4) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。
  - ア 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
  - イ 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内であること。
  - ウ 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。
  - エ 煙火は、飛ばすものでないこと。
  - オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
  - カ 火花を噴き出す煙火は、次に掲げるものであること。
    - (ア) 実験により特性を確認したものであること。
    - (イ) 煙火は、固定して消費すること。
    - (ウ) 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
    - (エ) 火花の飛散範囲は、煙火の周囲2m以内であり、かつ、飛散範囲内の煙火の火花の高さは、スタジオの空間の高さに応じて、表3（※大空間を有するスタジオの場合は表4）に規定する高さ以内であること。

- ※ 大空間を有するスタジオとは、次の条件の全てに該当するスタジオをいう。
  - ・スタジオの空間の高さが8m以上であること。
  - ・撮影スタッフ等の関係者以外の者（エキストラ、公開録画による観客等）の出入りがないこと。
  - ・大道具等のセットが設けられていないこと。

表3

	スタジオの空間の高さ		
	8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上
火花を噴き出す煙火の火花の高さ	2.0m	2.5m	3.0cm

表4

	大空間を有するスタジオの空間の高さ	
	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上
火花を噴き出す煙火の火花の高さ	4.0m	5.0m

- (イ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2mの床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。
- (ロ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。
- (ハ) 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。
- (ニ) 火花の飛散範囲から6m以内に観客がないこと。
- (ホ) 消費中の煙火を移動しないこと。
- (ヘ) 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。
- (ニ) 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。
- (シ) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
- キ 0.1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。
- (5) その他の煙火
  - ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散範囲が2m以内であること。
  - イ 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内であること。
  - ウ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。

裸火使用  
(瞬間的な)

- 1 演技上必要なものに限ること。
- 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
- 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
- 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。

<p>(瞬間的な火炎による裸火)</p>	<p>5 消火器具を設けること。</p> <p>6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 気体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。</p> <p>ア 機器は、安定した火炎を発生できるものであること。</p> <p>イ 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具に限ること。</p> <p>ウ 気体燃料の逆流を防止する構造又は対策が講じられていること。</p> <p>エ 燃料容器を機器に設置する場合に、気体燃料が漏えいしないこと。</p> <p>オ 気体燃料への点火は、電気点火とすること。</p> <p>カ 気体燃料の放射は、垂直とすること。</p> <p>キ スタジオ床面に固定して使用すること。</p> <p>ク 可燃性のガスの滞留するおそれのない場所で使用すること。</p> <p>ケ 可燃物までの範囲は、次によること。</p> <p>(7) 火炎の危険範囲には、可燃物を置かないこと。</p> <p>(4) 火炎の危険範囲から上方1 m、下方0.2mで囲まれる範囲には、可燃物を置かないこと（J I S A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>コ 火炎の危険範囲内及びその範囲から上方1 m及び周囲1 m以内には、演技者等がいないこと。</p> <p>サ カエンノキケンハンイカラシュウイ6 m以内には、観客がいないこと。</p> <p>(2) 液体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。</p> <p>ア 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。</p> <p>イ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。</p> <p>ウ (1)ア、ウ及びオからサまでの規定を準用すること。この場合において、(1)中「気体燃料」とあるのは「液体燃料」と読み替えるものとする。</p> <p>エ 火炎の危険範囲内及びその範囲から周囲1 m以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。</p> <p>オ エの床面に可燃物がある場合には、J I S A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置を講じること。</p>	<p>火炎による裸火)</p>	<p>5 消火器具を設けること。</p> <p>6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 気体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。</p> <p>ア 機器は、安定した火炎を発生できるものであること。</p> <p>イ 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具に限ること。</p> <p>ウ 気体燃料の逆流を防止する構造又は対策が講じられていること。</p> <p>エ 燃料容器を機器に設置する場合に、気体燃料が漏えいしないこと。</p> <p>オ 気体燃料への点火は、電気点火とすること。</p> <p>カ 気体燃料の放射は、垂直とすること。</p> <p>キ スタジオ床面に固定して使用すること。</p> <p>ク 可燃性のガスの滞留するおそれのない場所で使用すること。</p> <p>ケ 可燃物までの範囲は、次によること。</p> <p>(7) 火炎の危険範囲（火炎の頂部から上方4 m、最大となる火炎の幅から側方0.25m、機器の高さで囲まれる範囲をいう。以下同じ。）内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>(4) 火炎の危険範囲から上方1 m、側方1 m、下方0.2mで囲まれる範囲には、可燃物を置かないこと。（JIS A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>コ 火炎の危険範囲及びその範囲から上方1 m及び周囲1 m以内には、演技者等がいないこと。</p> <p>サ 火炎の危険範囲から周囲6 m以内には、観客がいないこと。</p> <p>(2) 液体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。</p> <p>ア 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。</p> <p>イ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。</p> <p>ウ (1)ア、ウ及びオからサまでの規定を準用すること。この場合において、(1)中「気体燃料」とあるのは、「液体燃料」と読み替えるものとする。</p> <p>エ 火炎の危険範囲内及びその範囲から周囲1 m以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。</p> <p>オ エの床面に可燃物がある場合には、JIS A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置を講じること。</p>
<p>危険物品持込み</p>	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5 kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5 kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。ただし、対空間を有するスタジオにおいて、高圧ガス保安法の適用を受ける容器（容量2 kg以下）を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。</p> <p>イ 容器の転倒防止措置が図られていること。</p> <p>ウ 容器は、連結して使用しないこと。</p> <p>(4) 火薬類（打上煙火を除く。） 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回当たり次の個数以下であること。</p> <p>ア 0.1 g以下のものは、50個</p> <p>イ 0.1 gを超え15 g以下のものは、10個（大空間を有するスタジオに限り、5 gを超える火薬類を使用しない場合には、20個とすることができる。）</p>	<p>危険物品持込み</p>	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 <b>危政令別表第3</b>に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5 kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5 kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。ただし、大空間を有するスタジオにおいて、高圧ガス保安法の適用を受ける容器（容量2 kg以下）を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。</p> <p>イ 容器の転倒防止措置が図られていること。</p> <p>ウ 容器は、連結して使用しないこと。</p> <p>(4) 火薬類（打上煙火を除く。） 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回当たり次の個数以下であること。</p> <p>ア 0.1 g以下のものは、50個</p> <p>イ 0.1 gを超え15 g以下のものは、10個（大空間を有するスタジオに限り、5 gを超える火薬類を使用しない場合には、20個とすることができる。）</p>

地下街

旧			新		
指定場所	禁止行為の種類	安全対策	指定場所	禁止行為の種類	安全対策
売場	喫煙	認めないものとする。	売場	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例別表第1により火災予防上安全な距離が定められている場合には、可燃物から当該距離以上の距離を確保していること。</li> <li>2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</li> <li>3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</li> <li>4 消火器具を設けること。</li> <li>5 出入口及び階段等から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>7 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具</li> <li>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、175kW以下であること。</li> <li>イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）。</li> <li>ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器を使用すること。</li> </ol> </li> <li>(3) 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び液体燃料を熱源とするその他の器具を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。</li> <li>(4) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の消費量は、1日につき木炭15kg、練炭10 kg、豆炭5 kg、その他の固体の燃料5 kg以下であること。</li> </ol> </li> </ol>		裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例別表第1において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保していること。</li> <li>2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</li> <li>3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</li> <li>4 消火器具を設けること。</li> <li>5 出入口及び階段等から水平距離で5 m以上離れていること（<b>不燃材料</b>で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5 m以上離れていること（<b>不燃材料</b>で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>7 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具</li> <li>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、175kW以下であること。</li> <li>イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）。</li> <li>ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。</li> </ol> </li> <li>(3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の使用量は、1日につき木炭15 kg、練炭10 kg、豆炭5 kg、その他の固定の燃料5 kg以下であること。</li> </ol> </li> </ol>
	危険物品持込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</li> <li>2 消火器具を設けること。</li> <li>3 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6 m（危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3 m）、その他の危険物品については3 m以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>4 火気使用場所から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で作ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</li> <li>6 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</li> <li>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第2に定める数量の10分の1未満であること。</li> <li>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が1 kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量1 kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</li> </ol> </li> </ol>			危険物品持込み
地下道	喫煙	認めないものとする。	地下道		喫煙
	裸火使用	認めないものとする。		裸火使用	認めないものとする。
	危険物品持込み	認めないものとする。		危険物品持込み	認めないものとする。

「重要文化財」・「車両の停車場及び船舶・航空機の発着場」に関する安全対策の基準については変更点無し。

「車両の停車場及び船舶・航空機の発着場」の安全対策の基準の後に以下の「スパークラー等のチタン合金粉末を用いた火花を噴出させる演出用機器の取扱いについて」を追記。

※ スパークラー等のチタン合金粉末を用いた火花を噴出させる演出用機器の取扱いについて

裸火使用の禁止場所で、スパークラー等のチタン合金粉末を用いて、火花を噴出させる演出用機器を使用する際には、承認基準を遵守すること。ただし、承認基準により難しい場合は、(別紙3安全対策の基準)による他、次に掲げる事項を遵守すること。

1 使用粉末は危険物に該当しないこと

2 承認する範囲は次に掲げるものであること

(1) 上方に噴出させる場合にあつては、次に掲げるものであること。

ア 傾斜等により、自動的に停止するものであること

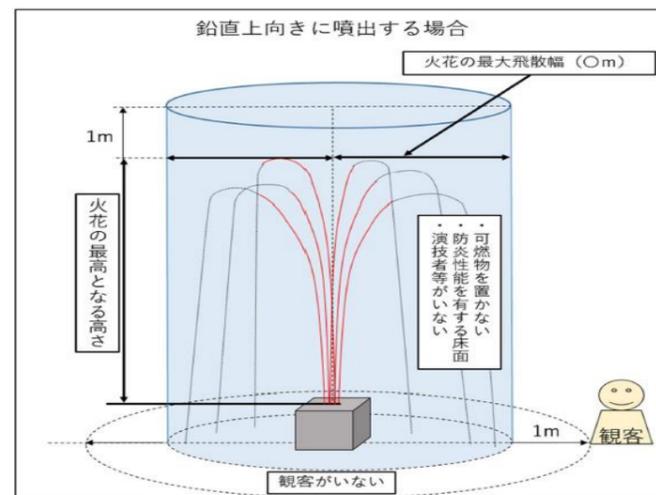
イ 火花の最大となる高さは10m以内であること。

ウ 床面から火花の最高となる高さに1mを加えた部分と、演出用機器の噴出口から火花の最大飛散幅を半径とする円を囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。

エ ウの範囲内の床面は不燃材料とするか、防災性能を有する材料で隙間なく覆うこと

オ ウの範囲内には演技者等がないこと

カ ウの範囲から1m以内には観客がないこと。



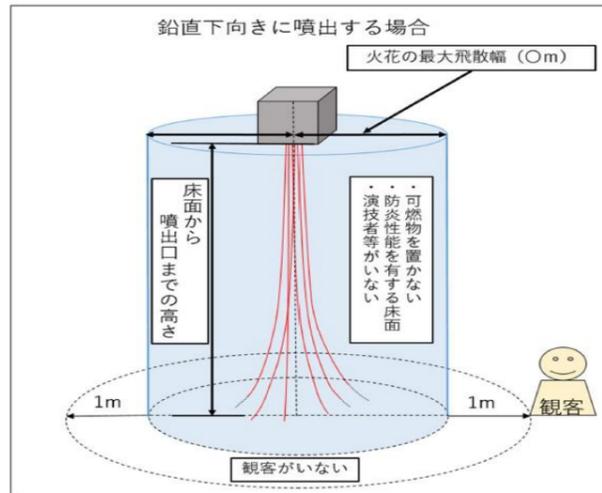
(2) 下方に噴出させる場合にあつては次に掲げるものであること

ア 床面から演出用機器の噴出口までの高さ、演出用機器の噴出口から火花の最大飛散幅を半径とする円を囲んだ円筒形の範囲内には可燃物を置かないこと。

イ アの範囲内及び火花の飛散する恐れのある床面は不燃材料とするか、防災性能を有する材料で隙間なく覆うこと。

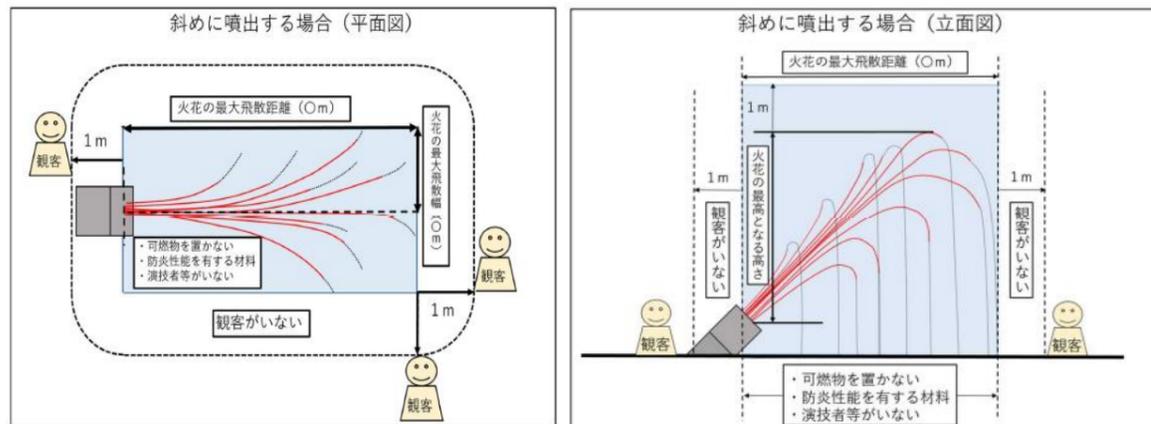
ウ アの範囲内には演技者等がないこと。

エ アの範囲から1m以内には観客がないこと。



(3) 斜め上方及び水平方向に噴出する場合

- ア 火花の最高となる高さは 10m以内であること。
- イ 床面から火花の最高となる高さに 1 mを加えた部分、演出用機器の噴出口から火花の最大飛散幅及び距離を囲んだ範囲内には、可燃物を置かないこと。
- ウ イの範囲の範囲内及び火花の飛散する恐れのある床面は不燃材料とするか、防火性能を有する材料で隙間なく覆うこと。
- エ イの範囲内には演技者等がないこと。
- オ イの範囲から 1 m以内には、観客がないこと。



P85～93 (P87～89 を除く)

「舞台」等の定義の整理及び追加、文言の整理等、条例改正に伴う項、号の整合性の確認

旧					新				
条	項	号	事項	基準	条	項	号	事項	基準
24	1	1	舞 台	舞台（舞台裏、舞台の袖及び花道を含む。）並びにこれに接続して設けられた大道具室、小道具室及び奈落を含むものとする。	24	1	1	舞 台	舞台とは、観客に興業を見せるために設けられたステージ、奈落及び舞台袖の他、これらに接続された大道具室、小道具室、楽屋及び出演者の控室等も含まれる。

また、楽屋、出演者の控室等が舞台と耐火構造若しくは両面を防火構造とした隔壁又は不燃材料若しくは準不燃材料で造られた構造で区画され、かつ、不燃材料でその開口部に防火設備が設けられた構造で防火的に区画されている部分は除かれるものである。

適用部分の詳細	禁止事項			備考
	禁煙	裸火使用	危険物品持込み	
舞台	○	○	○	舞台裏、舞台の袖および花道を含む
大道具室	○	○	○	
小道具室	○	○	○	
奈落	○	○	○	

(注) 劇場の奈落は舞台に含まれる。【表は削除】

客席

客席には、客席内通路を含む。

各用途区分の客席	火気等の種別		
	禁煙	裸火使用	危険物品持込み
劇場、映画館、演芸場	○	○	○
観覧場	○	○	○
公会堂又は集会場	○	○	○
旅館、ホテル	/	/	○
飲食店	/	/	○
キャバレー、ナイトクラブ又はダンスホール	/	/	○

【表は削除】

百貨店若しくはこれに類する物品販売業を営む店舗

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（市場を除く）の用途に供される防火対象物又はその部分で、当該部分の面積が1、000㎡以上のもの。

なお、楽屋及び出演者の控室等のうち、舞台と耐火構造若しくは両面を防火構造とした隔壁又は不燃材料若しくは準不燃材料で区画され、かつ、開口部に防火設備が設けられている部分は除かれるものである。

客席

客席には、いす席、座り席、升席及び立見席の他、客席内の通路も含まれる。

1 2

百貨店若しくはこれに類する物品販売業を営む店舗

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（市場を除く。）の用途に供される防火対象物又はその部分で、当該部分の床面積の合計が1、000㎡以上のもの

2	2	<p>展 示 場</p> <p>物品の展示又は観覧の用に供される防火対象物又はその部分で、当該面積が1、000㎡以上のもの。</p>	<p>展 示 場</p> <p>物品の展示若しくは観覧の用に供される防火対象物又はその部分で、当該部分の床面積の合計が1、000㎡以上のもの</p>
		<p>地 下 街 売場又は 展示部分</p> <p>延面積が1、000㎡以上のもの 屋内に設けられた物品の販売又は観覧を目的とした物品の陳列部分及びこの部分と一体の販売等の用途に供される部分並びに通常顧客が出入する部分とする。</p>	
		<p>標 識</p> <p>外国人来訪者が多数利用する防火対象物に条規別表で定める標識を設ける場合は、日本語の表記に加え、外国語を付加した標識等を設置することができる。</p> <p>付加する言語は、原則として英語とする。ただし、当該防火対象物の実態等に応じて、中国語や韓国語その他の外国語を英語に加えることができる。</p> <p>(例)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>禁止吸烟 금연</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>严禁烟火 화기엄금</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>严禁携带危险物品 위험물품 반입 엄금</p> </div>	<p>3</p> <p>消防長が指定する場所</p> <p>平成4年12月消防告示第3号</p>
		<p>4</p> <p>消防長が指定した場所</p> <p>平成19年1月消防告示第3号</p>	<p>2</p> <p>標 識</p> <p>外国人来訪者が多数利用する防火対象物に条規別表で定める標識を設ける場合は、日本語の表記に加え、外国語を付加した標識等を設置することができる。</p> <p>付加する言語は、原則として英語とする。ただし、当該防火対象物の実態等に応じて、中国語や韓国語その他の外国語を英語に加えることができる。</p> <p>(例)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>禁止吸烟 금연</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>严禁烟火 화기엄금</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>严禁携带危险物品 위험물품 반입 엄금</p> </div>

1	3	消防長が指定する場所	平成4年12月消防告示第3号	2	2	防火上支障がないと認められた場合	小規模な劇場（客席数が100席未満のもの）で、禁煙表示の取付面全体の照度が常時概ね50ルクス（JIS Z 9110照度基準のうち非常階段に必要な照度）以上確保されている場合等が該当するものであること。また、灯火表示が規則第28条の3第4項第2号の規定に適合する機能を有している場合は、消灯することができる。
	4	消防長が指定した場所	平成19年1月消防告示第3号 【24条1項に戻している】				
	2	防火上支障がないと認められた場合	小規模な劇場（客席数が100席未満のもの）で、禁煙表示の取付面全体の照度が常時概ね50ルクス（JIS Z 9110照度基準のうち非常階段に必要な照度）以上確保されている場合等が該当するものであること。また、灯火表示が規則第28条の3第4項第2号の規定に適合する機能を有している場合は、消灯することができる。				
3	3	消防長が防火上支障がないと認められた場合の事務処理	<p>1 関係者に、緩和に関する願出書（正副各1部）を提出させる。（別添 特例適用願出書）（P232参照）</p> <p>2 願出書の内容を審査した結果、基準緩和適用に際しての要件等があれば明記し、副本には条規に定める届出済印を押印して届出者に返却するものとする。</p> <p>3 関係者には、願出書の写しを防火管理台帳に編冊するとともに、消防計画に当該内容を明記するよう指導すること。</p> <p>4 上記要件に該当するものは署長決裁とし、それ以外の予想されない緩和内容については、査察課長決裁とする。</p>	3	1	関係者	本項の関係者は、全面禁煙若しくは喫煙所を設置するかの選択ができるため、消防計画に喫煙管理の具体的措置内容
		標識を設けなければならない	条例第24条第1項3号で指定された場所にあつては、関係者と協議の上景観を損なわぬよう配慮すること。				
		図記号	図記号の大きさについては、文字による標識とのバランスを考慮し、必要に応じた大きさとする。				
		図記号を設けるとき	条例第24条第1項3号で指定された場所にあつては、関係者と協議の上景観を損なわぬよう配慮すること。				

4			関係者の選 択	本項関係者は、全面禁煙とするか喫煙所を設けるか選択できるため、消防計画に喫煙管理として、どちらの区分を選択したか及びその具体的措置内容（放送時間、館内巡視計画、標識の設置等）について明記しておくこと。						(放送時間、館内巡視計画、標識の設置等)を明記すること。
4	1	ア	見やすい箇 所 標 識	当該部分への入口及び館内案内図付近等  1 標識の色は、関係者と協議の上、意匠を損なわず容易に認識できるものとし、大きさは概ね条例第24条第2項に規定する標識に準じること。 2 条例第24条第1項第2号に規定する場所に、当該標識を設置した場合は、同条第2項に基づく標識を省略できるものとする。 3 標識の記載例は、次のとおりとする。 ア 「全館禁煙」 イ 「当百貨店（劇場）は全館において禁煙です」等 4 条例第24条第6項で準用する場合の、標識の記載例 ア 「この階は禁煙です」 イ 「当百貨店（劇場）においてこの階は禁煙です 喫煙所は〇〇階にあります」等	3	ア	見やすい箇 所 標 識	当該部分への入口及び館内案内図付近等  1 標識の色は、関係者と協議の上、意匠を損なわず容易に認識できるものとし、大きさは概ね条例第24条第2項に規定する標識に準じること。 2 条例第24条第1項第2号に規定する場所に、当該標識を設置した場合は、同条第2項に基づく標識を省略できるものとする。 3 標識の記載例は、次のとおりとする。なお、外国人来訪者が多数利用する場所については、日本語の表記に加え、外国語を付加することが望ましい。 ア 「全館禁煙」 イ 「当百貨店（劇場）は全館において禁煙です」等 4 条例第24条第5項で準用する場合の標識記載例 ア 「この階は禁煙です」 イ 「当百貨店（劇場）においてこの階は禁煙です。喫煙場所は〇〇階にあります」等		
	2	イ	定期的な館 内放送	百貨店等にあつては概ね2時間ごと、劇場に合つては休憩時間ごと		イ	定期的な館 内放送	百貨店等にあつては概ね2時間ごと、劇場にあつては休憩時間ごと		
		ウ	定期的な館 内巡視	概ね2時間ごと		ウ	定期的な館 内巡視	概ね2時間ごと		
			適当な数の 吸殻容器	防火対象物の実態に応じて余裕のある設置個数			適当な数の 吸殻容器	防火対象物の実態に応じて余裕のある設置個数		
			喫 煙 所	次により指導するものとする。 1 面する部分の壁及び天井の仕上げは、不燃材料又は準不燃材料とすること。 2 床の仕上げ材に、じゅうたん、カーペット等を使用する場合は、可燃性のものを使用しないこと。	2		喫 煙 所	次により指導するものとする。 1 面する部分の壁及び天井の仕上げは、不燃材料又は準不燃材料とすること。 2 床の仕上げ材に、じゅうたん、カーペット等を使用する場合は、可燃性のものを使用しないこと。		



			用状況から判断して火災予防上支障がないと認めたときの事務処理	<p>2 願出書の内容を審査した結果、基準緩和適用に際しての要件等があれば明記し、副本には条規に定める届出済印を押印して、届出者に返却するものとする。</p> <p>3 関係者には、願出書の写しを防火管理台帳に編冊するとともに、消防計画に該当内容を明記しておくこと。</p> <p>4 上記要件に該当するものは署長決裁とし、それ以外の予想されない緩和内容については、査察課長決裁とする。</p>							
	8		関係者の責務	<p>禁止場所において、禁止されている行為を行おうとする者がある場合における関係者の制止義務を定めたものである。</p> <p>この場合における関係者は、所有者、管理者、占有者である。</p> <p><u>当該防火対象物全般の管理責任は、所有者、管理者、占有者が負うべきものである。</u></p> <p><u>関係者の制止義務は、使用人、従業員等をして行われるのが一般的であるが、使用人、従業員自身には、制止義務が課せられていないので、使用人等が制止を怠っても罰則の適用を受けることはなく、自己の制止義務を使用人等を通じて適正に行っていない関係者が、この罰則の適用を受けるものとされる。 【削除】</u></p>				7		関係者の責務	<p>禁止場所において、禁止されている行為を行おうとする者がある場合における関係者の制止義務を定めたものである。</p> <p>この場合における関係者は、所有者、管理者、占有者である。</p>
			制 止	<p>喫煙等の禁止場所において、喫煙等禁止行為を行っている者に対し、喫煙等をしてはならないと、あるいは、所定の適法な場所において喫煙等を行うよう告げることであり、実力をもって喫煙等の行為を阻止すべきものではない。</p> <p>なお、制止の方法は喫煙等を行っている者に対し、直接行っても、また、放送設備を通じて包括的行ってもよい。</p>						制 止	<p>喫煙等の禁止場所において、喫煙等禁止行為を行っている者に対し、喫煙等をしてはならないと、あるいは、所定の適法な場所において喫煙等を行うよう告げることであり、実力をもって喫煙等の行為を阻止すべきものではない。</p> <p>なお、制止の方法は喫煙等を行っている者に対し、直接行っても、また、放送設備を通じて包括的行ってもよい。</p>

P88 食料品加工場の例を一部変更

旧				新			
条	項	号	事項	条	項	号	事項
			基準				基準

				<p>売場の範囲から除かれる食料品加工場の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売場の範囲から除かれる食料品加工場</li> <li>・開口部が売場又は通常顧客の出入りする部分に直接面していない</li> <li>・不燃区画された室となっている（隣接して存する場合）</li> </ul>								<p>売場の範囲から除かれる食料品加工場の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開口部が売場又は通常顧客の出入りする部分に直接面していない</li> <li>・不燃区画された室となっている（隣接して存する場合）</li> </ul>
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	---

P103～104 鑑定→検定に変更したことに伴う文章の整理

旧					新				
条	項	号	事項	基準	条	項	号	事項	基準
30 の3		2	イ (ア)  換気口等  1.5m未満 の位置	<p>火災による煙を感知する障害となるような換気口をいう。 例えばエアコンの吹出し口その他これに類するものが該当する。</p> <p>換気口等の空気吹出し口から、概ね感知部の中心までの位置をいう。</p>	30 の3		2	イ (ア)  換気口等  1.5m未満 の位置	<p>火災による煙を感知する障害となるような換気口をいう。 例えばエアコンの吹出し口その他これに類するものが該当する。</p> <p>換気口等の空気吹出し口から、概ね感知部の中心までの位置をいう。</p>

		3	イオン化式住宅用防災警報器	<p>設置することができる住宅の部分は、廊下のみ限定されている。</p> <p>イオン化式住宅用防災警報器は、警報器内に放射性物質が含まれている（ただし、密封線源で人体に影響を与える可能性は低いとされている）ことから、平成16年に改正された「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」により、廃棄の際には許可業者等へ委託する必要がある。（条例第30条の4第3号に掲げるイオン化式スポット型感知器において同じ。）</p>			3	イオン化式住宅用防災警報器	<p>設置することができる住宅の部分は、廊下のみ限定されている。</p> <p>イオン化式住宅用防災警報器は、警報器内に放射性物質が含まれている（ただし、密封線源で人体に影響を与える可能性は低いとされている）ことから、平成16年に改正された「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」により、廃棄の際には許可業者等へ委託する必要がある。（条例第30条の4第3号に掲げるイオン化式スポット型感知器において同じ。）</p>
		4	住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するもの	<p>住宅用防災警報器が住警器等規格省令に定める技術上の規格に適合していることの確認方法については、日本消防検定協会において鑑定を受けたことを示す鑑定合格マーク（NSマーク）が付いていること及び型式番号が「鑑住第〇～〇号」と記されていることをもって確認すること。</p> <p>なお、「住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて」（平成3年3月25日付け消防予第53号消防庁予防課長通知）中に定める技術的基本事項に適合している煙式住宅用火災警報器（日本消防検定協会において鑑定を受けたことを示す鑑定合格マーク（NSマーク）が付いていること及び型式番号が「鑑ケ第〇～〇号」と記されていることをもって確認すること。）については、当分の間、住警器等規格省令に適合しているものとして取り扱って差し支えないこと。</p>			4	住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するもの	<p>住宅用防災警報器が住警器等規格省令に定める技術上の規格に適合していることの確認方法については、<b>法第21条の9に基づき型式適合検定に合格したものである旨の表示が付されていることをもって確認すること。</b></p> <p>なお、「住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて」（平成3年3月25日付け消防予第53号消防庁予防課長通知）中に定める技術的基本事項に適合している煙式住宅用火災警報器（日本消防検定協会において鑑定を受けたことを示す鑑定合格マーク（NSマーク）が付いていること及び型式番号が「鑑ケ第〇～〇号」と記されていることをもって確認すること。）については、当分の間、住警器等規格省令に適合しているものとして取り扱って差し支えないこと。</p>

P106～129 P134～141 各基準において明文化されていない指導事項等を明文化及びその他の基準等との整合性を図ったもの

旧					新				
条	項	号	事項	基準	条	項	号	事項	基準
31	の2		少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所（以下「少量危険物取扱所	<p>規制の範囲は、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所（建築物内にあつては室）、その他の工作物及びこれらに付属する設備の一体を原則とする。ただし、次の場合はそれぞれに定めるところによる。</p>	31	の2		少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所（以下「少量危険物取扱所	<p>規制の範囲は、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所（建築物内にあつては室）、その他の工作物及びこれらに付属する設備の一体を原則とする。ただし、次の場合はそれぞれに定めるところによる。</p>

」という。  
。)の規制  
範囲

1 屋外のタンクはタンクごととする。

【新設】

【新設】

【新設】

2 同一室内において、2以上のボイラー、油圧装置等の危険物の貯蔵取扱い形態が(1)に定める安全なもの等で、かつ(2)又は(3)の基準に適合している場合にあっては、別件とすることができる。

(1) 略

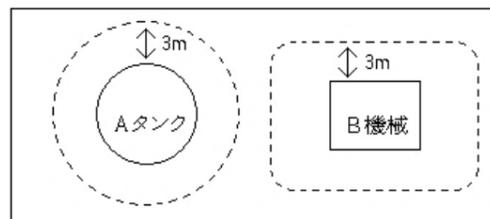
(2) 略

〔危険物を取り扱う設備A及びBによる例図〕

| : 不燃構造

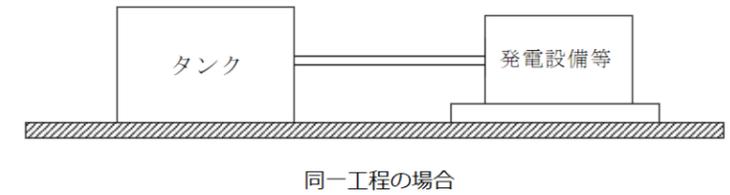
別件にできる例1 | : 耐火構造

A、Bとも屋内空地が確保できている。



」という。  
)の規制  
範囲

1 屋外のタンクは、原則、タンクごととする。ただし、貯蔵及び取扱いが同一工程である場合（例えば、サービスタンクと発電設備等が繋がっている場合が該当する。）は、当該同一工程を一の施設とすることができる。なお、一の施設とする場合、保有空地についての貯蔵又は取扱いの区分は、「その他の場合」とする。



2 屋外における容器による貯蔵は、原則、敷地ごととする。ただし、防火上安全な距離を有する場合等は、別件とすることができる。なお、防火上安全な距離を有する場合等とは、離隔距離6mを確保している場合や塀等で防火上有効に隔られている場合が該当する。

3 屋外に設備を隣接して設置する場合は、防火上安全な距離を有する場合等は、別件とすることができる。

4 同一室内において、2以上のボイラー、油圧装置等の危険物の貯蔵取扱い形態が(1)に定める安全なもの等で、かつ(2)又は(3)の基準に適合している場合にあっては、別件とすることができる。

(1) 略

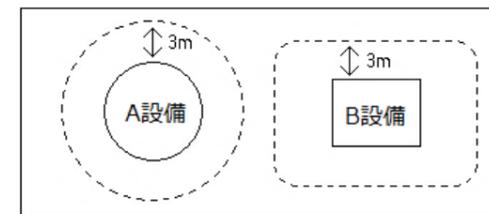
(2) 略

〔危険物を取り扱う設備A及びBによる例図〕

| : 不燃構造

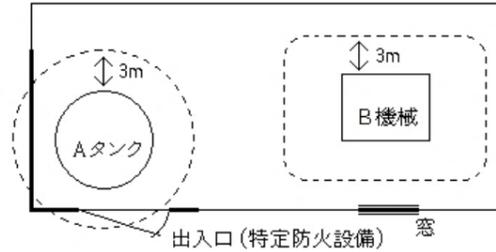
別件にできる例1 | : 耐火構造

A、Bとも屋内空地が確保できている。



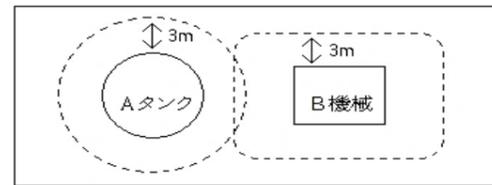
別件にできる例2

Aの屋内空地の足りない部分は耐火の壁と自動閉鎖の特定防火設備であり、かつ、Bは屋内空地が確保できている。



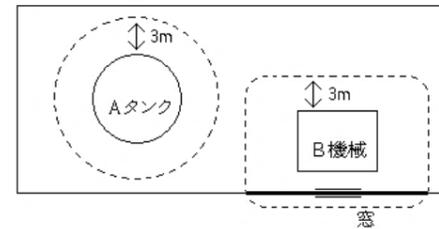
別件にできない例1

A及びBの屋内空地が重なっている。



別件にできない例2

Aは屋内空地が確保できているが、Bの屋内空地不足部分には窓がある。



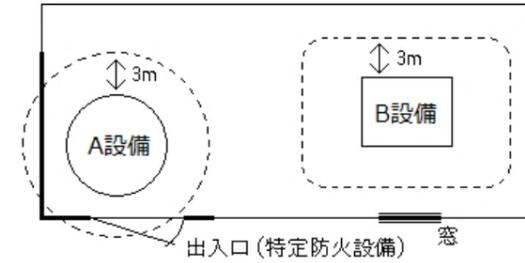
(3) 危険物を貯蔵し、取り扱う部分が出入口以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画されているもの。

3 地盤面下に埋設されたタンク（以下「地下タンク」という。）を隣接して設ける場合に、次の各号に該当するものは、それぞれ一の地下タンクとみなし、その合計量をもって規制する。

(1) 2以上の地下タンクを同一のタンク室に設ける場合

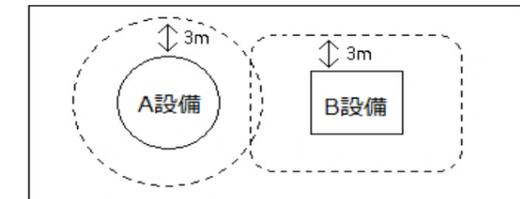
別件にできる例2

Aの屋内空地の足りない部分は耐火の壁と自動閉鎖の特定防火設備であり、かつ、Bは屋内空地が確保できている。



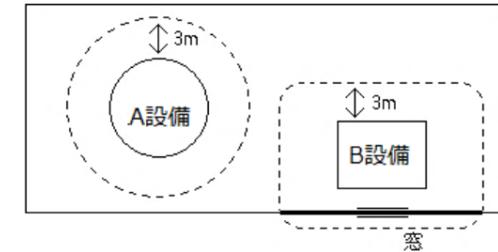
別件にできない例1

A及びBの屋内空地が重なっている。



別件にできない例2

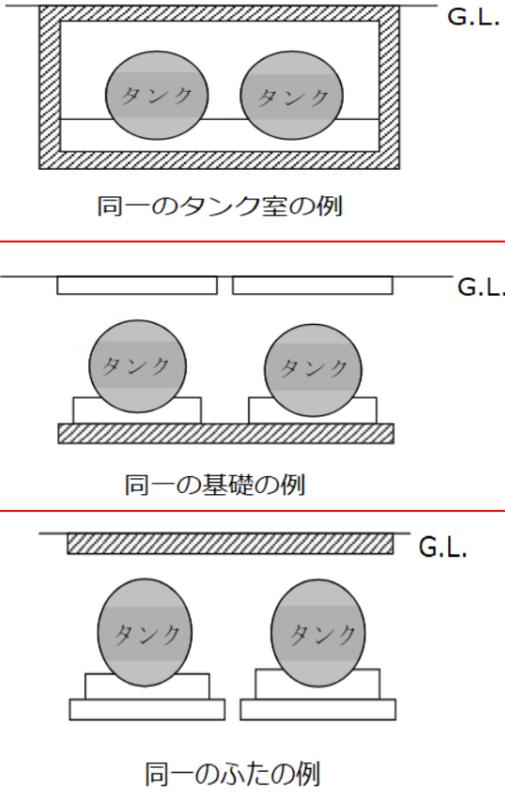
Aは屋内空地が確保できているが、Bの屋内空地不足部分には窓がある。



(3) 危険物を貯蔵し、取り扱う部分が出入口以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画されているもの。

5 地盤面下に埋設されたタンク（以下「地下タンク」という。）を隣接して設ける場合に、次の各号に該当するものは、それぞれ一の地下タンクとみなし、その合計をもって規制する。

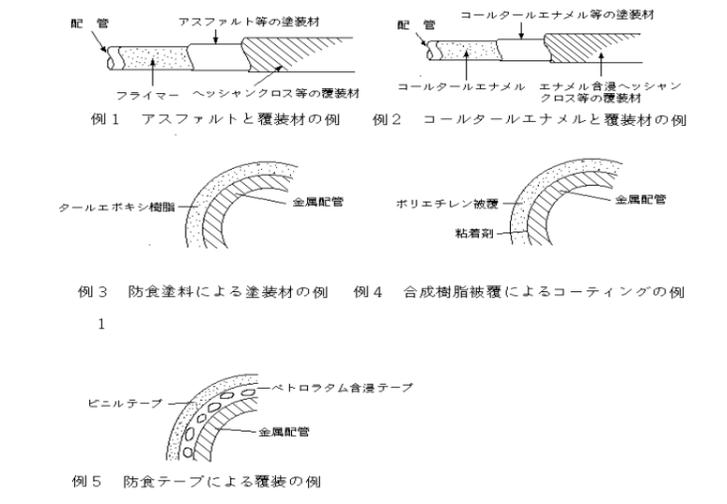
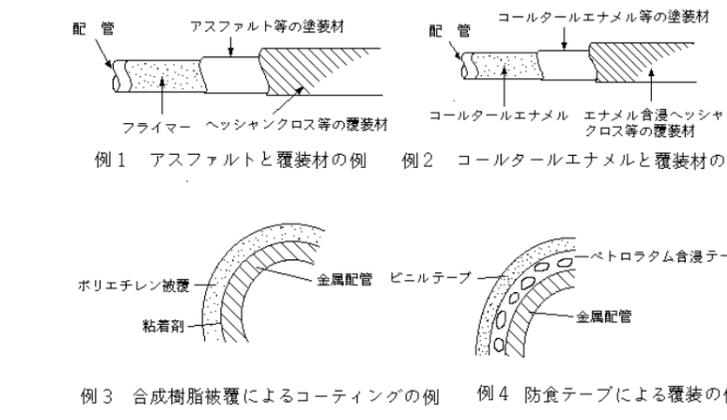
(1) 2以上の地下タンクを同一のタンク室に設ける場合

31 の3	1	16	ア	容器の構造 等の確認	<p>(2) 2以上の地下タンクを同一の基礎上に設ける場合 (3) 2以上の地下タンクを同一のふたで覆って設ける場合</p> <p>【新設】</p> <p>灯油用ポリエチレン容器、金属製18ℓ缶などについては、危険物保安技術協会が試験により性能の確認を行っており、合格したものに対して試験確認済の表示（例図参照）がされ</p>	31 の3	1	16	ア	容器の構造 等の確認	<p>(2) 2以上の地下タンクを同一の基礎上に設ける場合 (3) 2以上の地下タンクを同一のふたで覆って設ける場合</p> <div style="text-align: center;">  <p>同一のタンク室の例</p> <hr/> <p>同一の基礎の例</p> <hr/> <p>同一のふたの例</p> </div> <p>6 ホームセンター等の物販店、病院その他これらに類する施設において危険物を貯蔵又は取扱う場合は、階ごとに防火上有効に区画された場所ごととすることができる。</p> <p>〔階ごとに防火上有効に区画された場所〕</p> <p>(1) 建基政令第112条第1項の防火区画（面積区画）がされた場所 例えば、面積区画が連続（隣接）する場合、隣接する開口部を煙感知器に連動して閉鎖する特定防火設備（防火扉又は防火扉付き防火シャッター）とすることも認められる。</p> <p>(2) 建基政令第112条第11項の防火区画（縦穴区画）がされた場所</p> <p>容器の構造等の確認は、次の表示の有無を活用することができる。（例図参照）</p>
----------	---	----	---	---------------	---	----------	---	----	---	---------------	---

31 の3	1 2	18 2	<p>【新設】</p> <p>漏れ等を防止することができる構造</p> <p>漏れ等による災害を防</p>	<p>ているので、容器の構造等の確認に際しては、当該表示の有無を活用することができる。</p> <div data-bbox="706 667 1380 1033" style="text-align: center;"> </div> <p>【新設】</p> <p>【略】</p> <p>タンク、ポンプ類等に設けるフロートスイッチ、微圧スイッチ、戻り管、それらを組み合わせた二重安全装置等（例図参</p>	31 の3	1 2	18 2	<p>係員</p> <p>漏れ等を防止することができる構造</p> <p>漏れ等による災害を防</p>	<p>1 危険物保安技術協会（KHK）により性能の確認試験が行われ、その試験に合格した試験確認済の表示</p> <p>2 国連の危険物の輸送に関する勧告の UN 規格に適合した危険物の運搬容器の表示</p> <p>ただし、UN 表示については、消防法令の試験基準に適合したものとみなされるものの、最大容量や運搬容器の外部に行う必要な表示が消防法令に適合していない場合があるため、注意すること。</p> <p>例図</p> <p>〔危険物保安技術協会（KHK）表示〕</p> <div data-bbox="1967 709 2567 1081" style="text-align: center;"> </div> <p>〔UN 表示〕</p> <div data-bbox="1944 1228 2122 1470" style="text-align: center;"> <p>UN表示</p> </div> <p>係員とは、少量危険物取扱所において日常の業務に従事する者をいう。</p> <p>【略】</p> <p>タンク、ポンプ類等に設けるフロートスイッチ、微圧スイッチ、戻り管（送油管の1.5倍の断面積を有すること）、それら</p>
----------	--------	---------	---	---	----------	--------	---------	---	---

		9	止するための付帯設備 危険物を取り扱う配管	照)、混合装置及び攪拌装置等に設ける飛散防止用の覆い、その他にはブース、逆止弁、ふた、囲い、受皿等が該当する。			9	止するための付帯設備 危険物を取り扱う配管	<p>を組み合わせた二重安全装置等(例図参照)、混合装置及び攪拌装置等に設ける飛散防止用の覆い、その他にはブース、逆止弁、ふた、囲い、受皿等が該当する。</p> <p>1 危険物を取り扱う配管の材料は、次表に示すもの、又はこれと同等以上の性能を有するものの中から使用条件に応じ安全であると認められるものを選定して用いること。</p> <p>なお、危険物の性状により配管を腐食させるおそれのある場合は、塩化ビニール等で内装を施した金属管を用いることができる。</p> <table border="1"> <tr><td>J I S</td><td>G</td><td>3101</td><td>一般構造用圧延鋼材</td><td>SS</td></tr> <tr><td>°</td><td>°</td><td>3103</td><td>ボイラー用圧延鋼材</td><td>SB</td></tr> <tr><td>°</td><td>°</td><td>3106</td><td>溶接構造用圧延鋼材</td><td>SM</td></tr> <tr><td>°</td><td>°</td><td>3452</td><td>配管用炭素鋼鋼管</td><td>SGP</td></tr> <tr><td>°</td><td>°</td><td>3454</td><td>圧力配管用炭素鋼鋼管</td><td>STPG</td></tr> <tr><td>°</td><td>°</td><td>3455</td><td>高圧配管用炭素鋼鋼管</td><td>STS</td></tr> <tr><td>°</td><td>°</td><td>3456</td><td>高温配管用炭素鋼鋼管</td><td>STPT</td></tr> <tr><td>°</td><td>°</td><td>3457</td><td>配管用アーク溶接炭素鋼鋼管</td><td>STPY</td></tr> <tr><td>°</td><td>°</td><td>3458</td><td>配管用合金鋼鋼管</td><td>STPA</td></tr> <tr><td>°</td><td>°</td><td>3459</td><td>配管用ステンレス鋼鋼管</td><td>SUSTP</td></tr> <tr><td>°</td><td>°</td><td>3460</td><td>低温配管用鋼管</td><td>STPL</td></tr> <tr><td>°</td><td>°</td><td>4304</td><td>熱間圧延ステンレス鋼板</td><td>SUS_HP</td></tr> <tr><td>°</td><td>°</td><td>4305</td><td>冷間圧延ステンレス鋼板</td><td>SUS_CP</td></tr> <tr><td>°</td><td>°</td><td>4312</td><td>耐熱鋼板</td><td>SUH_P</td></tr> <tr><td>J I S</td><td>H</td><td>3300</td><td>銅及び銅合金継目無管</td><td>C_T</td></tr> <tr><td>°</td><td>°</td><td>°</td><td>°</td><td>C_TS</td></tr> <tr><td>J I S</td><td>H</td><td>3320</td><td>銅及び銅合金溶接管</td><td>C_TW</td></tr> <tr><td>°</td><td>°</td><td>°</td><td>°</td><td>C_TWS</td></tr> <tr><td>J I S</td><td>H</td><td>4080</td><td>アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管</td><td>A_TE</td></tr> <tr><td>°</td><td>°</td><td>°</td><td>°</td><td>A_TES</td></tr> <tr><td>°</td><td>°</td><td>°</td><td>°</td><td>A_TD</td></tr> <tr><td>°</td><td>°</td><td>°</td><td>°</td><td>A_TDS</td></tr> <tr><td>J I S</td><td>H</td><td>4090</td><td>アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管</td><td>A_TW</td></tr> <tr><td>°</td><td>°</td><td>°</td><td>°</td><td>A_TWS</td></tr> <tr><td>°</td><td>°</td><td>°</td><td>°</td><td>A_TWA</td></tr> <tr><td>J I S</td><td>H</td><td>4630</td><td>配管用チタン管</td><td>TTP</td></tr> <tr><td>J P I</td><td></td><td>7S-14</td><td>石油工業配管用</td><td>PSW</td></tr> <tr><td>°</td><td></td><td>°</td><td>アーク溶接炭素無配管</td><td>°</td></tr> <tr><td>A P I</td><td></td><td>5L</td><td>LINE PIPE</td><td>5L</td></tr> <tr><td>°</td><td></td><td>5L X</td><td>HIGH TEST LINE PIPE</td><td>5LX</td></tr> </table> <p>2 金属製以外の配管にあつては次によること。</p>	J I S	G	3101	一般構造用圧延鋼材	SS	°	°	3103	ボイラー用圧延鋼材	SB	°	°	3106	溶接構造用圧延鋼材	SM	°	°	3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP	°	°	3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG	°	°	3455	高圧配管用炭素鋼鋼管	STS	°	°	3456	高温配管用炭素鋼鋼管	STPT	°	°	3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	STPY	°	°	3458	配管用合金鋼鋼管	STPA	°	°	3459	配管用ステンレス鋼鋼管	SUSTP	°	°	3460	低温配管用鋼管	STPL	°	°	4304	熱間圧延ステンレス鋼板	SUS_HP	°	°	4305	冷間圧延ステンレス鋼板	SUS_CP	°	°	4312	耐熱鋼板	SUH_P	J I S	H	3300	銅及び銅合金継目無管	C_T	°	°	°	°	C_TS	J I S	H	3320	銅及び銅合金溶接管	C_TW	°	°	°	°	C_TWS	J I S	H	4080	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管	A_TE	°	°	°	°	A_TES	°	°	°	°	A_TD	°	°	°	°	A_TDS	J I S	H	4090	アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	A_TW	°	°	°	°	A_TWS	°	°	°	°	A_TWA	J I S	H	4630	配管用チタン管	TTP	J P I		7S-14	石油工業配管用	PSW	°		°	アーク溶接炭素無配管	°	A P I		5L	LINE PIPE	5L	°		5L X	HIGH TEST LINE PIPE	5LX
J I S	G	3101	一般構造用圧延鋼材	SS																																																																																																																																																											
°	°	3103	ボイラー用圧延鋼材	SB																																																																																																																																																											
°	°	3106	溶接構造用圧延鋼材	SM																																																																																																																																																											
°	°	3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP																																																																																																																																																											
°	°	3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG																																																																																																																																																											
°	°	3455	高圧配管用炭素鋼鋼管	STS																																																																																																																																																											
°	°	3456	高温配管用炭素鋼鋼管	STPT																																																																																																																																																											
°	°	3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	STPY																																																																																																																																																											
°	°	3458	配管用合金鋼鋼管	STPA																																																																																																																																																											
°	°	3459	配管用ステンレス鋼鋼管	SUSTP																																																																																																																																																											
°	°	3460	低温配管用鋼管	STPL																																																																																																																																																											
°	°	4304	熱間圧延ステンレス鋼板	SUS_HP																																																																																																																																																											
°	°	4305	冷間圧延ステンレス鋼板	SUS_CP																																																																																																																																																											
°	°	4312	耐熱鋼板	SUH_P																																																																																																																																																											
J I S	H	3300	銅及び銅合金継目無管	C_T																																																																																																																																																											
°	°	°	°	C_TS																																																																																																																																																											
J I S	H	3320	銅及び銅合金溶接管	C_TW																																																																																																																																																											
°	°	°	°	C_TWS																																																																																																																																																											
J I S	H	4080	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管	A_TE																																																																																																																																																											
°	°	°	°	A_TES																																																																																																																																																											
°	°	°	°	A_TD																																																																																																																																																											
°	°	°	°	A_TDS																																																																																																																																																											
J I S	H	4090	アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	A_TW																																																																																																																																																											
°	°	°	°	A_TWS																																																																																																																																																											
°	°	°	°	A_TWA																																																																																																																																																											
J I S	H	4630	配管用チタン管	TTP																																																																																																																																																											
J P I		7S-14	石油工業配管用	PSW																																																																																																																																																											
°		°	アーク溶接炭素無配管	°																																																																																																																																																											
A P I		5L	LINE PIPE	5L																																																																																																																																																											
°		5L X	HIGH TEST LINE PIPE	5LX																																																																																																																																																											
				金属製以外の配管にあつては次によること。																																																																																																																																																											



			<p>エ 腐食を防止するための措置</p>	<p>【略】</p>  <p>例1 アスファルトと覆装材の例 例2 コールタールエナメルと覆装材の例 例3 防食塗料による塗装材の例 例4 合成樹脂被覆によるコーティングの例 例5 防食テープによる覆装の例</p>				<p>エ 腐食を防止するための措置</p>	<p>【略】</p>  <p>例1 アスファルトと覆装材の例 例2 コールタールエナメルと覆装材の例 例3 合成樹脂被覆によるコーティングの例 例4 防食テープによる覆装の例</p>
31の4	2	1	<p>保有空地 防火上有効な堀</p> <p>【新設】</p>	<p>【略】</p> <p>【略】</p> <p>【新設】</p>	31の4	2	1	<p>保有空地 防火上有効な堀</p> <p>開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき</p>	<p>【略】</p> <p>【略】</p> <p>壁の高さは、地盤面から当該施設が直面する階までの高さであり、幅は、空地が保有できない部分を遮へいする範囲以上であること。また、底を設ける場合も壁と同等以上の防火性能を有していること</p>
31の4の2		3	<p>浸透しない構造</p> <p>【新設】</p>	<p>【略】</p> <p>【新設】</p>	31の4の2		3	<p>浸透しない構造</p> <p>適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること</p>	<p>【略】</p> <p>壁、せき、排水溝等と組み合わせて、漏れた危険物を容易に回収できるものとする。ためますは縦、横及び深さが30 cm以上、また、排水溝の有効断面は、幅及び深さが10 cm以上を標準とすること。</p>
	4		<p>堅固に造る</p>	<p>架台及びその付属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の重荷によって生ずる応力に対して安全であることをいう。</p>		4		<p>堅固に造る</p>	<p>架台及びその付属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の重荷によって生ずる応力に対して安全であり固定されたものであること。</p>

31 の5	1	5	換気設備	<p>1 給気口は、換気のための有効な位置に設けるとともに延焼のおそれのある建築物のある側に設ける場合は、温度ヒューズ付防火ダンパー等を設けること。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 換気口は、給気口に応じて換気が有効に行われるように設けるものとして屋根上又は地上2 m以上の高さとする。この場合、延焼のおそれのある場合は、温度ヒューズ付防火ダンパー等を設けること。</p>	31 の5	1	5	換気設備	<p>1 給気口は、換気のための有効な位置に設けるとともに延焼のおそれのある建築物のある側に設ける場合又は他用途部分に面する場所に設ける場合は、温度ヒューズ付防火ダンパー等を設けること。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 換気口は、給気口に応じて換気が有効に行われるように設けるものとして屋根上又は地上2 m以上の高さとする。この場合、延焼のおそれのある場合又は換気ダクトが他用途部分を貫通（耐火構造の貫通部に限る）する場合は、温度ヒューズ付防火ダンパー等を設けること。</p>
	2	6	可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれのある場合 屋外の高所に排出する設備	<p>【略】</p> <p>概ね次によること。</p> <p>1 換気ガラリ、排出筒等でよいものとする。ただし、特に可燃性の蒸気又は微粉が著しく滞留するおそれのある場合は、強制排出装置を設けること。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 排出筒が他用途部分を貫通（耐火構造の貫通部に限る。）して架設する場合は、有効な位置に温度ヒューズ付防火ダンパー等を設けること。</p>		2	6	可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれのある場合 屋外の高所に排出する設備	<p>【略】</p> <p>概ね次によること。</p> <p>1 屋外の高所に排出する排出設備は、強制排出設備（風力回転式ベンチレーター、排出ダクト、フード等により構成されるもの）又は自動強制排出設備（動力ファン、排出ダクト、フード等により構成されるもの）とすること。なお、できるだけ自動強制排出設備を設置するよう指導に努めること。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 排出ダクトが他用途部分を貫通（耐火構造の貫通部に限る。）して架設する場合は、有効な位置に温度ヒューズ付防火ダンパー等を設けること。</p>
31 の5	1	1	タンクの容量	【略】	31 の5	1	1	タンクの容量	【略】
	2		鋼板 同等以上の機械的性質を有する材料 圧力タンク タンクの水張又は水圧	<p>【略】</p> <p>【略】</p> <p>最大常用圧力が5kPa以上のものをいう。 タンクの水張又は水圧試験による漏れ、又は変形しないものであることの確認は、政令によるタンク検査済証、条例による</p>		2		鋼板 同等以上の機械的性質を有する材料 圧力タンク タンクの水張又は水圧	<p>【略】</p> <p>【略】</p> <p>最大常用圧力が正圧又は負圧で5kPaを超えるものをいう。 タンクの水張又は水圧試験による漏れ、又は変形しないものであることの確認は、政令によるタンク検査済証、条例による</p>

31 の6	2	7	試験  液体の危険物の漏れを検知する設備	<p>少量等タンク検査済証、危険物保安技術協会が発行した水張（水圧）試験確認証明書若しくはタンク製造業者、工事施行業者等が水張又は水圧試験を行った結果、漏れ、変形がなかった旨を記載した書類を完成時まで提出させることをもって運用する。</p> <p>液体の危険物の漏れを検知する設備の例として、液体の危険物の漏れを検知する管（以下「検知管」という。）があり、検知管は次によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 材質は、金属管又は塩化ビニール管等、貯蔵する危険物に浸されるおそれのないものとする。</li> <li>2 長さは、地盤面からタンク基礎までとすること。</li> <li>3 検知管の上部にはふたを設け、水の浸入しない構造とすること。</li> <li>4 検知管の小孔は原則として、下端からタンク中心までとすること。ただし、地下水位の高い場所では、地下水位の上方まで小孔を設けること。</li> <li>5 検知管を2箇所とする場合は、タンクの対角線上の位置に設けること。ただし、容量2,000ℓを超えるタンクには、4箇所設けること。</li> </ol>	31 の6	2	7	試験  液体の危険物の漏れを検知する設備	<p>少量等タンク検査済証、危険物保安技術協会が発行した水張（水圧）試験確認証明書若しくはタンク製造業者、工事施行業者等が水張又は水圧試験を行った結果、漏れ、変形がなかった旨を記載した書類を完成時まで提出させることをもって運用する。</p> <p>なお、負圧タンクの水圧試験は当該タンク負圧の絶対値に相当する1.5倍の水圧をタンクに加えて行われたものとする。</p> <p>液体の危険物の漏れを検知する設備の例は次によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 液体の危険物の漏れを検知する管（以下「検知管」という。） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 材質は、金属管又は塩化ビニール管等、貯蔵する危険物に浸されるおそれのないものとする。</li> <li>(2) 長さは、地盤面からタンク基礎までとすること。</li> <li>(3) 検知管の上部にはふたを設け、水の浸入しない構造とすること。</li> <li>(4) 検知管の小孔は原則として、下端からタンク中心までとすること。ただし、地下水位の高い場所では、地下水位の上方まで小孔を設けること。</li> <li>(5) 検知管を2箇所とする場合は、タンクの対角線上の位置に設けること。ただし、容量2,000ℓを超えるタンクには、4箇所設けること。</li> </ol> </li> <li>2 二重殻タンクに設置される危険物の漏れを常時検知するための設備又は危険物の漏れを検知するための設備</li> <li>3 危規則第62条の5の2第1項第1号口に規定する危険物の微少な漏れを検知する措置のうち、貯蔵量の変化を常時監視する設備</li> </ol>
31 の7	1	3	静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物 【新設】	【略】	31 の7	1	3	静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物 有効に接地すること	<p>【略】</p> <p>接地導線は次によること。</p>

34	1	1	ア	品名の区分	11 合成樹脂類 (1) 【略】 (2) 合成樹脂類のうち、発泡させたものとは、概ね発泡率6%以上のものをいい、梱包等に用いられる発泡スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。 なお、発泡ビーズは可燃性固体類に該当する。	34	1	1	ア	品名の区分	11 合成樹脂類 (1) 【略】 (2) 合成樹脂類のうち、発泡させたものとは、概ね発泡率6倍以上のものをいい、梱包等に用いられる発泡スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。 なお、発泡ビーズは可燃性固体類に該当する。
				指定可燃物取扱所の規制の範囲	条例第31条の2の「少量危険物取扱所の規制範囲」(P106)の例によること。					指定可燃物取扱所の規制の範囲	条例第31条の2の「少量危険物取扱所の規制範囲」_____の例によること。
				数量の算定	条例第31条の2の「数量の算定」(P109)の例によること。					数量の算定	条例第31条の2の「数量の算定」_____の例によること。
				これと同等以上であると認められる容器	条例第31条の3第1項第16号の「これと同等以上であると認められる容器」(P114)の例によること。					これと同等以上であると認められる容器	条例第31条の3第1項第16号の「これと同等以上であると認められる容器」_____の例によること。
1	2	3	容器構造等の確認	条例第31条の3第1項第16号の「容器構造等の確認」(P115)の例によること。	1	2	3	容器構造等の確認	条例第31条の3第1項第16号の「容器構造等の確認」_____の例によること。		
			容器を積み重ねて貯蔵する場合	条例第31条の3第1項第17号の「容器を積み重ねて貯蔵する場合」(P115)の例によること。				容器を積み重ねて貯蔵する場合	条例第31条の3第1項第17号の「容器を積み重ねて貯蔵する場合」_____の例によること。		
			十分な措置	条例第32条第2項の「十分な措置」(P134)の例によること。				十分な措置	条例第32条第2項の「十分な措置」_____の例によること。		
2	1	貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲	条例第31条の4第2項第1号の「貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲」(P120)の例によること。	2	1	貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲	条例第31条の4第2項第1号の「貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲」_____の例によること。				
		保有空地	条例第31条の4第2項第1号の「保有空地」(P121)の例によること。			保有空地	条例第31条の4第2項第1号の「保有空地」_____の例によること。				

1 接地導線は、良導体の導線を用いビニール等の絶縁材料で被覆したもの又はこれと同等以上の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有するもの。  
2 接地電極等と緊結することができるクリップ等がとりつけられているもの。

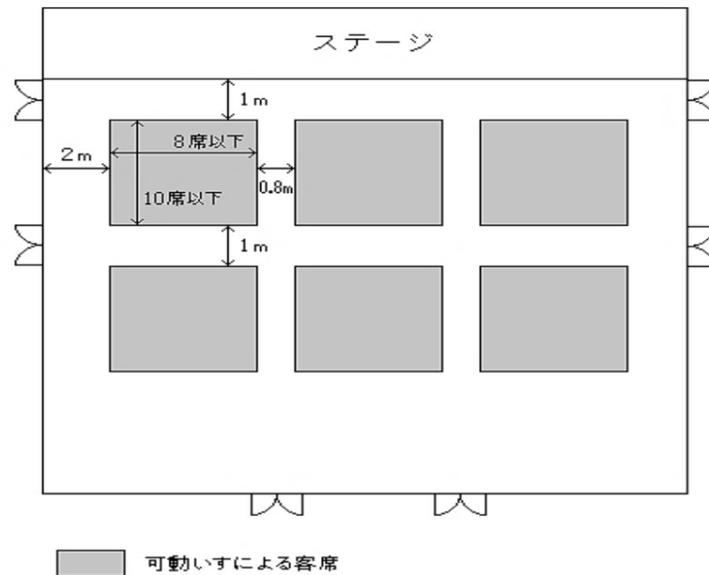
34 の2	1	2		【新設】		34 の2	1	2		係員	条例第31条の3第1項第18号の「係員」の例によること。 なお、「少量危険物取扱所」を「綿花類等の指定可燃物取扱所」と読み替えて適用すること。
----------	---	---	--	------	--	----------	---	---	--	----	--

旧					新				
条	項	号	事項	基準	条	項	号	事項	基準
44 の2			消防長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認められた場合	<p>欧米等にある、いわゆるコンチネンタルスタイルの座席配列（座席の横の列数以下ごとに出入口を設け、かつ、出入口の大きさを一定以上確保し、さらに、出入口は外部又はロビー等に通じているもの）等で、避難口その他避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認められる場合には、最大席数等を増加させても差し支えない。</p> <p>なお、避難上支障がないことを確かめる手段としては、建基政令第129条の2第3項第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する方法（階避難安全検証法）等があるが、当該手段の選択については、所轄消防署との協議が必要である。</p> <p>（いす席の固定）</p> <p>劇場等の客席のうち、条例第43条第1項第1号の規定にかかわらず、次の(1)又は(2)に掲げる事項の全てに該当し、避難上支障がないと認められる場合は、いすを床に固定しないことができる。（別図－1「可動いすの設置例」参照）</p> <p>(1) 客席の部分の床面積が1,000㎡未満のもので、次の条件を満たす場合</p> <p>ア いす背（いす背のないときは、いす背に相当するいすの部分）の間隔は、0.8m以上とし、座席の幅は、0.4m以上とする。</p> <p>イ いす席に接して立見席がないこと。</p> <p>ウ いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席8以下ごとに幅0.8m以上の縦通路を保有すること。</p> <p>エ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席10以下ごと及び客席の最前部に幅1m以上の横通路を保有すること。</p> <p>オ 客席の外周部（客席の最前部を除く）に幅2m以上の通路を保有する。</p>	44 の2			消防長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認められた場合	<p>欧米等にある、いわゆるコンチネンタルスタイルの座席配列（座席の横の列数以下ごとに出入口を設け、かつ、出入口の大きさを一定以上確保し、さらに、出入口は外部又はロビー等に通じているもの）等で、避難口その他避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認められる場合には、最大席数等を増加させても差し支えない。</p> <p>なお、避難上支障がないことを確かめる手段としては、建基政令第129条の2第3項第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する方法（階避難安全検証法）等があるが、当該手段の選択については、所轄消防署との協議が必要である。</p> <p>（いす席の固定）</p> <p>劇場等の客席のうち、条例第43条第1項第1号の規定にかかわらず、次の(1)又は(2)に掲げる事項の全てに該当し、避難上支障がないと認められる場合は、いすを床に固定しないことができる。（別図－1「可動いすの設置例」参照）</p> <p>(1) 客席の部分の床面積が1,000㎡未満のもので、次の条件を満たす場合</p> <p>ア いす背（いす背のないときは、いす背に相当するいすの部分）の間隔は、0.8m以上とし、座席の幅は、0.4m以上とする。</p> <p>イ いす席に接して立見席がないこと。</p> <p>ウ いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席8以下ごとに幅0.8m以上の縦通路を保有すること。</p> <p>エ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席10以下ごと及び客席の最前部に幅1m以上の横通路を保有すること。</p> <p>オ 客席の外周部（客席の最前部を除く）に幅2m以上の通路を保有する。</p>

- (2) 客席の部分の床面積が1,000㎡以上のもので前(1)ア、イ、オによるほか、次の条件を満たす場合
- ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席8以下ごとに幅1 m以上の通路を保有すること。
- イ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席10以下ごと及び客席の最前部に1.5m以上の横通路を保有すること。
- ウ いすを連結する等いすが容易に移動し、又は転倒することを防止する措置を講じていること。
- エ 避難時に利用する通路部分は、避難時に有効に利用できるように適正な人数の警備員を配置して避難経路の管理をすること。
- オ 特例適用を受ける部分の防火管理は、防火管理に必要な知識、技能等を有する者に行わせること。また、あらかじめ防火対象物の防火管理者と必要な協議を行い、十分な防火管理体制を整えておくこと。

別図一 1 可動いすの設置例 (1/2)

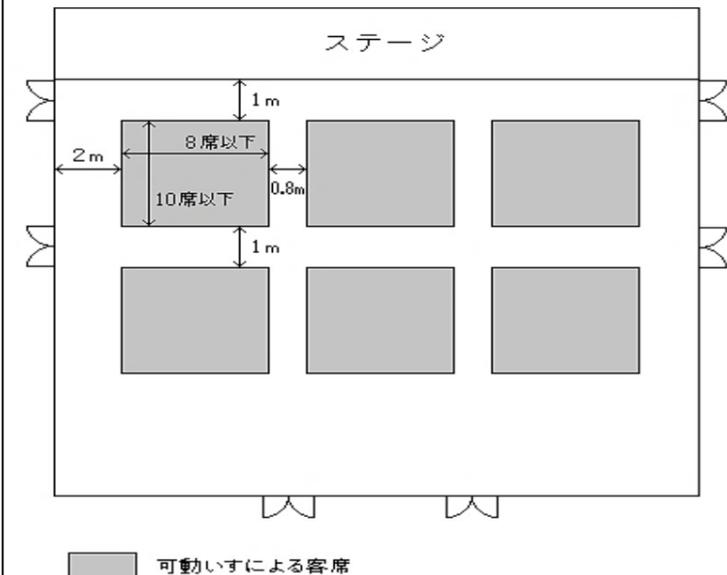
1 客席部分の面積が1,000㎡未満の場合



- (2) 客席の部分の床面積が1,000㎡以上のもので前(1)ア、イ、オによるほか、次の条件を満たす場合
- ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席8以下ごとに幅1 m以上の縦通路を保有すること。
- イ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席10以下ごと及び客席の最前部に1.5m以上の横通路を保有すること。
- ウ いすを連結する等いすが容易に移動し、又は転倒することを防止する措置を講じていること。
- エ 避難時に利用する通路部分は、避難時に有効に利用できるように適正な人数の警備員を配置して避難経路の管理をすること。
- オ 特例適用を受ける部分の防火管理は、防火管理に必要な知識、技能等を有する者に行わせること。また、あらかじめ防火対象物の防火管理者と必要な協議を行い、十分な防火管理体制を整えておくこと。

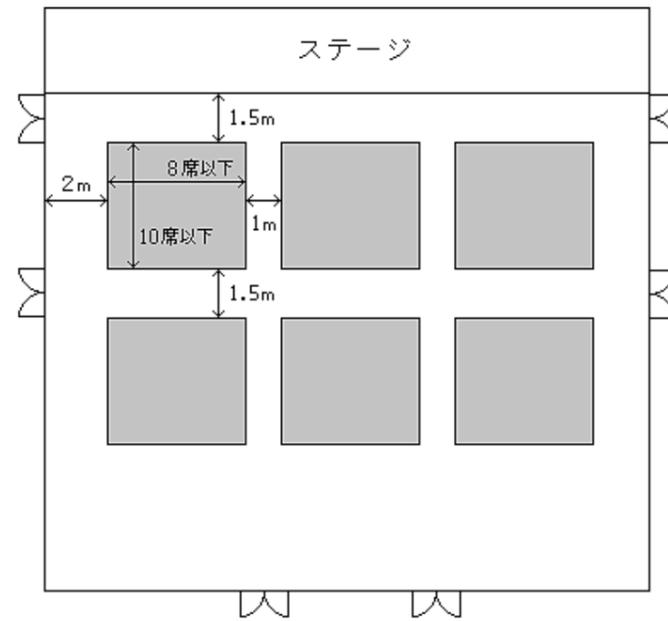
別図一 1 可動いすの設置例 (1/2)

1 客席部分の面積が1,000㎡未満の場合



別図-1 可動いすの設置例 (2/2)

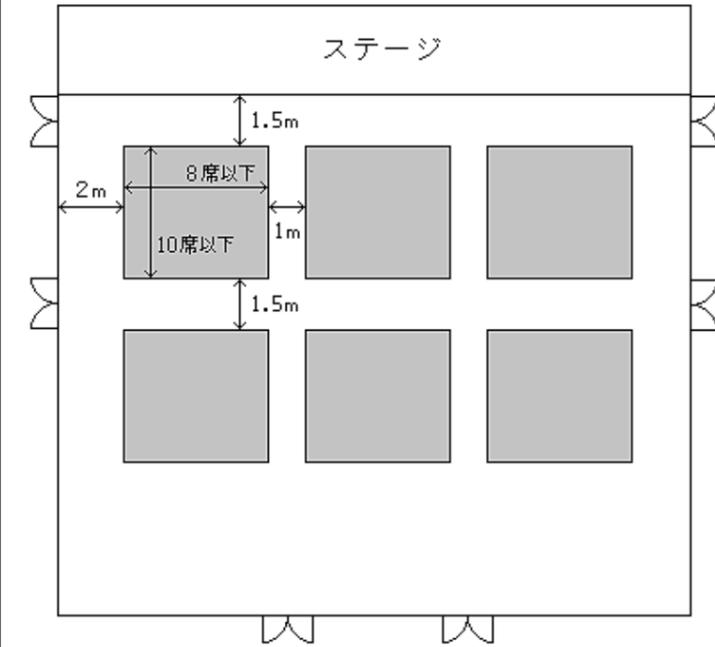
1 客席部分の面積が1,000㎡以上の場合



可動いすによる客席

別図-1 可動いすの設置例 (2/2)

1 客席部分の面積が1,000㎡以上の場合



可動いすによる客席

(可動いすを固定いすとみなす場合)

次に掲げる全ての対策を講じていれば、可動いすは、床に固定されているものとみなす。なお、いすの配置、通路幅等については、第43条を遵守すること。

- (1) 隣接する可動いすを連結等させて、容易に移動し、又は転倒することを防止する措置を講じていること。
- (2) 横に並んだ可動いすのうち、原則として、両端と少なくとも3～5席ごとに粘着テープ等により床に固定すること。
- (3) 横列については、15席以下とすること。

				<p>(全席立見席とする場合)</p> <p>第43条第1項第3号で、立見席は固定席の後方に奥行き2.4m以下としているが、この規定によらず全席立見席とする等の場合</p> <p>(1) 立見席の定員は、立見席部分の床面積を0.2で除して得た数以下とすること。</p> <p>(2) 立見席のブロック（避難用の通路に囲まれた一の客席エリアをいう。以下同じ。）の面積は128㎡以下とすること。</p> <p>(3) 縦通路の幅員は、左右に隣接するブロックの人数を加算した値を4で除し、0.6を乗じて得た（単位c m。少数点以下切捨てとする。）以上を確保すること。ただし、最低幅員を0.8mとする。</p> <p>(4) 横通路の幅員は、前後に隣接するブロックの人数を加算した値を4で除し、0.6を乗じて得た数（単位c m。少数点以下切捨てとする。）以上を確保すること。ただし、最低幅員を1mとする。</p>						<p>(例) 横に並んだ可動いすを固定する場合の固定箇所</p> <p>[3列]  テーブ等で固定する箇所</p> <p>[5列] </p> <p>[10列] </p> <p>[15列] </p> <p>(全席立見席とする場合)</p> <p>第43条第1項第3号で、立見席は固定席の後方に奥行き2.4m以下としているが、この規定によらず全席立見席とする等の場合</p> <p>(1) 立見席の定員は、立見席部分の床面積を0.2で除して得た数以下とすること。</p> <p>(2) 立見席のブロック（避難用の通路に囲まれた一の客席エリアをいう。以下同じ。）の面積は128㎡以下とすること。</p> <p>(3) 縦通路の幅員は、左右に隣接するブロックの人数を加算した値を4で除し、0.6を乗じて得た（単位c m。少数点以下切捨てとする。）以上を確保すること。ただし、最低幅員を0.8mとする。</p> <p>(4) 横通路の幅員は、前後に隣接するブロックの人数を加算した値を4で除し、0.6を乗じて得た数（単位c m。少数</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

P170～172 条例第49条に関する基準の削除

旧						新					
条	項	号	事項	基準		条	項	号	事項	基準	
49	1		防火対象物の安全避難	(趣旨)		49			防火対象物の安全避難	神戸市消防用設備等技術基準第2章第1節第10二方向避難参照	

	2			<p>本項は、政令別表第1に掲げる防火対象物における避難対策の基本的理念を宣明にしたものである。</p> <p>本項が設けられたことにより、第2項の適用を受ける防火対象物以外のものであっても、同項に規定する2方向避難経路に準ずるものを確保するよう努めなければならないことになる。</p> <p>(趣旨)</p> <p>政令別表第1(5)項及び(6)項の対象物は、就寝施設又は心身の未成熟の者若しくは心身に障害のあるものための施設であり、避難開始が遅れるなど、過去において、火災発生時に居室内に閉じ込められ、あるいは窓等より飛び下りて死傷する例が多いことなどに鑑み、設けられたものである。</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>政令別表第1(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項に掲げる防火対象物のうち、同表(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の2方向避難経路は、就寝部分について確保するものとする。</p> <p>増 築</p> <p>1 増築とは、既存建築物の床面積を増加させることをいい、増築部分に適用される。</p> <p>2 既存建築物の部分で、大規模の修繕又は大規模の模様替に至らない修繕又は模様替の部分についても、外壁工事を伴うものについては、適用されることがある。</p> <p>3 その他の既存部分についても準じる。</p> <p>改 築</p> <p>1 改築とは、建築物の全部若しくは一部を除去し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後引き続き、これと用途、規模、構造の著しく異なる建築物を建てることをいい、改築部分に適用される。</p> <p>建築物が、従前のものと著しく異なるときは、新築又は増築となる。</p> <p>2 改築部分以外の部分は、前記増築2、3による。</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>移 転</p> <p>移転とは、既存建築物の敷地及びこれと一段をなす土地内において移転することをいい、曳行移転以外は適用される。</p> <p>建築物を外敷地へ移す場合は、新しい敷地について新築又は増築となる。</p> <p>大規模の修繕</p> <p>1 政令第34条の3に規定する大規模の修繕をいい、大規模の修繕部分に適用される。</p> <p>2 大規模の修繕部分以外の部分については、前記増築2、3による。</p> <p>大規模の模様替え</p> <p>1 政令第34条の3に規定する大規模の模様替えをいい、大規模の模様替え部分に適用される。</p> <p>2 大規模の模様替え部分以外の部分については、前記増築2、3による。</p> <p>防火対象物のうち…部分の新築…</p> <p>…大規模の修繕又は大規模の模様替をする者</p> <p>2方向避難経路</p> <p>延べ面積が6、000㎡未満の防火対象物</p> <p>有効にスプリンクラー</p>	<p>移転とは、既存建築物の敷地及びこれと一段をなす土地内において移転することをいい、曳行移転以外は適用される。</p> <p>建築物を外敷地へ移す場合は、新しい敷地について新築又は増築となる。</p> <p>1 政令第34条の3に規定する大規模の修繕をいい、大規模の修繕部分に適用される。</p> <p>2 大規模の修繕部分以外の部分については、前記増築2、3による。</p> <p>1 政令第34条の3に規定する大規模の模様替えをいい、大規模の模様替え部分に適用される。</p> <p>2 大規模の模様替え部分以外の部分については、前記増築2、3による。</p> <p>政令別表第1(6)項に掲げる防火対象物に存する同表(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の新築、増築等をする者とは、当該防火対象物の全体又は当該部分について新築、増築等をする関係者等をいい、用途変更を行うものもこれに準じて行うこと</p> <p>技術基準 第2章第1節第10「二方向避難」3「用語の定義」((6)を除く)～6「避難空地からの避難通路」による。</p> <p>ここでいう延べ面積とは、(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物並びに(6)項に掲げる防火対象物のうち(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の面積の合計をいう。</p> <p>技術基準 第2章第1節第10「二方向避難」3(6)「有効にスプリンクラー設備を設置する場合」及び7「二方向避難経路の確保」による。</p>					
2	1								

49	3			<p>設備を設置するとき</p> <p>(6)項に掲げる防火対象物</p>	<p>(6)項に掲げる防火対象物については、災害弱者を収容することから、全周バルコニーを設置する等、容易に避難できるよう居室等を経由することなく、バルコニーから直接、階段室（附室）（避難階段又は特別避難階段に限る。）に到達できるものとする。</p>						
----	---	--	--	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

P185～187 条例削除されたため、関連文書全て削除

旧					新						
条	項	号	事項	基準	条	項	号	事項	基準		
50 の4 の3	1			<p>（趣旨）</p> <p>防火管理は、防火対象物の管理権原者、防火管理者及び省令第3条第1項に掲げられているような防火管理上必要な業務に従事する者が、それぞれの役割に応じて適切に業務を行い責任を果たすことによりその安全が図れるものである。</p> <p>当該業務の一部を部外者に委託する防火対象物については当該業務の受託者においても、条規の責任を負担するものとして、当該受託者の従業員として実際に当該業務に従事する者の防火管理に関する知識等の充実を図る必要がある。</p> <p>また、受託者においても、自らの責任の一部を部外者に委託する以上は、当該受託者の業務体制、当該知識等の充実程度等に配慮しなければならないものである。</p> <p>条規第7条参照。</p> <p>本社、支社、営業所等で直接防火管理業務に従事する者を派遣する一定の目的と計画に基づいて経営する経済活動を反復継続して行う諸所を指し、現場詰所、休憩所等に準ずるものは担当事務所に該当しない。</p>						削除	

50 の4 の4				<p>(趣旨)</p> <p>防火管理業務の一部を外部に委託する者は、受託した業務に従事する者が、その防火対象物の防火管理体制を十分理解しないままその中に組み込まれるおそれがある。防火管理業務の一部を委託したとしても法令上の防火管理責任は委託者にある。委託にあたっては防火管理業務従事者の能力を確認するため、受託事業所の業務体制や教育体制をチェックしてから防火管理業務の委託をすべきである。</p> <p>上記趣旨の関係図</p> <div data-bbox="786 745 1261 1344" data-label="Diagram"> </div> <p>業務体制が整備されていること</p> <p>「業務体制が整備されている」とは、 受託事業所（※特定労働者派遣事業（常用雇用型）、一般労働者派遣事業（登録型））で厚生労働大臣に対し、許可又は届出がされていること。</p>						
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

P192 名称の整理

旧					新				
条	項	号	事項	基準	条	項	号	事項	基準
50	1			本条は、市、事業者及び市民の基本的な防災責務を定めた	50	1			本条は、市、事業者及び市民の基本的な防災責務を定めた

の11			生活安全情報を収集し及び調査する	<p>ものである。</p> <p>法第31条の火災の原因の調査に限らず、火災及びその他の災害、家庭内の環境や生活に関連する機器に起因して発生する災害及び事故等から市民生活の安全を守るための情報を言う。</p> <p>災害現場活動、火災原因調査を通じての情報収集のほか、通商、経済産業及び消費者保護行政を担当する行政機関（消費者庁、経済産業省・同近畿経済産業局、神戸市民参画推進局・同生活情報センター、兵庫県立生活科学センター等をいう。以下「関係行政機関」という。）と連絡を密にして情報の収集を行うとともに、条例第50条の13、第50条の14及び第51条に基づき、事業者その他あらゆる方面からの情報収集に努め、災害等の発生について調査することをいう。</p>	の11			生活安全情報を収集し及び調査する	<p>ものである。</p> <p>法第31条の火災の原因の調査に限らず、火災及びその他の災害、家庭内の環境や生活に関連する機器に起因して発生する災害及び事故等から市民生活の安全を守るための情報を言う。</p> <p>災害現場活動、火災原因調査を通じての情報収集のほか、通商、経済産業及び消費者保護行政を担当する行政機関（消費者庁、経済産業省・同近畿経済産業局、<b>神戸市地域協働局</b>・同<b>消費生活センター</b>、兵庫県立<b>消費生活総合センター</b>等をいう。以下「関係行政機関」という。）と連絡を密にして情報の収集を行うとともに、条例第50条の13、第50条の14及び第51条に基づき、事業者その他あらゆる方面からの情報収集に努め、災害等の発生について調査することをいう。</p>
-----	--	--	------------------	--	-----	--	--	------------------	--